監獄協會雜誌

第貳拾八卷
第九號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾八卷第九號ノ大正四年八月二十日改正第四種郵便物認可）
明治二十七年七月十六日第二種郵便物認可
明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行（大正四年九月二十四日發行）

監獄協會雜誌第二十八卷第九號目次

○論　說……（一頁）
○自由刑に對する懲治主義の補充制度を論す　附刑餘者に對する刑事政策論（所謂免囚保護制度論）（承前）……佛國法學博士　檢事　原　夫次郎
○講　演……（一三頁）
○現代社會問題と犯罪……文學博士　建部遯吾
○資　料……（三一頁）
○東京に於ける未丁年受刑者……坪井直彦
○統　計……（四一頁）
○大正四年七月中入出監釋月末人員表外三表
○說　林……（四八頁）
○孔子教の感化○新に任せられんとする紐育の女判事○「無罪となりし所感」中の一節○ヘーガル博士と其の人種改良論○幼年犯人の心理に就て
○雜　纂……（五五頁）
○平塚會計檢査官の演說を讀む……典　獄　某
○各監獄に於ける溫度比較表
○寄　書……（六七頁）
○女性犯罪……日本犯罪學會々員　澤田順次郎
○少年受刑者病的一種の異食症の一例……小田原分監報告
○所感……藤井黃陽
○腳氣病初期の食養補挫法……蘭汀生
○通　信……（八二頁）
○時事だより　高田生
○前橋だより　背水子
○東京より
○保　護……（八九頁）
○寄　附
○熊本自營會現狀
○全國保護事業一覽
○社會眼と保護事業
○彙　報……（九三頁）
○叙　任……（九五頁）
○會　報……（九六頁）
○監獄協會々報
○贈與金
○補成會々報
○保護會增設移轉其他
○保護事業講習會
○司法省監獄公文……（九七頁）

監獄協會雜誌第貳拾八卷第九號

論　說

自由刑に對する懲治主義の補充制度を論す（承第二十八卷第八號）

附　刑餘者に對する刑事政策論（所謂免囚保護制度論）

佛國法學博士　檢事　原　夫次郎

佛國中央保護會總會に於ける（假出獄者の監督問題に關する討議の續）

依て本會評議員兼本會主事「ヴァレ」氏（M. Vallet）は議長に告げ演壇に進み左の意見を演述したり

『予の本議題に對する意見は前來論議せられし所のものとは多少の相違あり從來吾人か假出獄の概念に於て批難措かさりしは主として假出獄の數の減退に

就てなりと雖も昨年度に於ける其情願の數は合計九十七名なりしが其內許可せられしものは五十二名にして殘四十五名は尙ほ獄舍內に止まりしも後ち幸に此內更らに十五名の許可せられたる者ありしを以て結局該情願中三十名の不許可を觀たりしが予輩は本年度に在りては尙ほ多少其前年度より許可の數を增加す可きを信ず

今假出獄許可の順序よりせば最初既決の囚人が保護會に其請求を寄せたる時保護會は茲に其囚人の入監する獄舍の典獄と交通し其典獄に就き該囚人の身分、履歷及び行狀を探査するは勿論該囚人が其獄舍內に於て日々に獲得したる工錢及び其他の所持品を蓄積貯存して豫め後日に備ふるの精神あるや否やを注意し若し諸多の條件相叶ふとき保護會は其囚人の爲め同情ある意見を發するなり而して後該囚人に對し假出獄の許可ありたるときは典獄は其旨を當該保護會に告知し其許可せられたる囚人は當該保護會の事務所に來るの順序にして爾後の監督は恐らくは未た十分ならずと評し得可けんも而も現時に至るまで敢て吾人を失望せしめたるの事例を聽かず保護會は囚人より其出獄援助

の請求を容れたる際同人の貯存したる工錢及び其他の金品を受取り之れが保管を爲すが故に該囚人の出獄後は隨時同人の必要に應し同人が刑の滿期に至るまでの間の日割勘定を以てするにあらざれば之れが交付を爲さざるを以て其假出獄者は縱令此交付を受くるの必要あるが爲めなりとするも履々保護會事務所に來訪す可きを以て保護會は其都度之を監視し若し往時の墮落徵候を發見したるときは直ちに之を先きに入監せし監獄に告知しするに因りて能く監獄行政と連絡を保持し得可く又假出獄者は保護會に對し其住所を知らしめ且つ其勞役の有樣を報ずる爲め每月一回宛の通信を爲すを以て保護會は平素能く其勞働狀態を知悉す故に現行假出獄の實施に於て總て秘密裏に効顯ある監督方法存すと謂つ可し予輩は諸君と俱に假出獄者保護事業に從事すること茲に歲あるも假出獄許可の取消を受くる者極めて尠少なるを想起す若し又假出獄者にして一朝其勞役を失ふか或は同盟罷工に遭遇せんか其假出獄者は之を保護會の勞役場に勞役せしむるを以て此場合に在りても毫も支障なきを觀る此を以て予輩は從來多く非難せられたる所のものは何れも其立論の基礎を

事の實際上に築きたるものにあらざることを信せんとす』と

於此乎前論者「ムーラル」氏更らに先きの自論を固守して曰く

『免囚保護事業の實施に於て宜しく巴里と其他の各地方とを區別して觀察することを要す可し蓋し巴里内の殆んど總ての事物が感歎に値するを觀て悉く之を他の地方の事物に推及し得ざること予が屢々他人の言に聽き其觀察の誤らざることを信じて疑はざる所なり（此時「エルネスト、バクセ」氏（M. Ernest Paseo）評シテ曰ク「必スシモ否ラズ」）然り其距離や甚だ遠し予輩は既に多くの保護會を施設したり而して若し予が多くの保護會に於て誰も假出獄に從事せざりしことを明言したりとせば是れ予一己の實驗に據る證明にして此事あるが爲め予は從來本會に對し地方の保護會を鞭撻して力を此所に致さんことを勸告して已まざりし要するに各地方保護會は巴里に於ける保護會の試用する所のものを模倣するに若くはなし蓋し其良果は既に世人の認むる所にして亦最も進歩したる方法なればなり』と

次て「パッセ」氏（M. Passez）其意見を開陳して曰く

『巴里に於ける總ての事物は世人の眩惑するが如く左樣に理想的に左樣に良好

に實現せず保護事業も亦然り是れ決して保護會の欠點のみにはあらず此點に就き予は愼重なる發言者たらんとす而して從來各保護會は其可能の事業を遂行するに吝ならざるは常に十分なる激勵を以て假出獄を許可せられたる囚徒の爲め相當の監督を施用するを意らず此等の方法は幾多の制限を受くると雖も常に警視廳と相提携聯鎖を保ちて其宜しきを得るが故に多くの青年囚は屢々保護會の報告の爲め一旦許可を受けたる假出獄を取消されんことを恐れて自ら保護會の監督を免れんとするの狀勢に在るが如し以て如何に保護會が囚徒の監督を激勵するかを推想し得可けん予輩は今自己の主宰する不良少年保護會の實例に據り其言の無稽ならざるを證せんに同會は爾來幾多の假出獄者を收容したるより時としては滿足の良果を得時としては其不成績に憮歎せしめしことありしが後終に其收容せられたる青年免囚は屢々同會の監督を免れんとするに至りたり而も同會は其附屬勞役場を設備するが故に假出獄者を托せらるゝの當初は其出獄者をして常に必ず自己の勞役場に使役し決して他の勞役場に勞役せしめざるを以て其監督方法は實に有効にして且理想的なりと

言つ可し然るに之れが實施の秋斯かる豫想外の現象を呈せんとは保護會の事亦難い哉

遮莫、論者或は保護會收容の假出獄者を自由に同會以外の勞役場に勞働せしめ能ふ可く或は夫れが爲め巴里市外に出で其住所をも變更するを厭はずと言ひ或は收容せられたる保護會の所在地と全く異なりたる地區の勞役場に於ても亦勞働せしむるを得可しと言ふも是れ甚しき弊害を釀生す可き想見にして若し論者の言の如くせば結局保護會に難きを責むることゝ爲り若し地を隔てゝも通信に依り監督を爲し得らる可しとせば予輩は此種の監督方法を稱して有効の監督なりと言はんよりは寧ろ机上の無効監督なりと云ふを憚らず

予輩の前述したる巴里の保護會は必ずや其收容したる不良青年を自己の勞役場に於て勞役せしめ若し之を他に移すの要ある場合に於ても唯巴里市内の地域内に於ける特定の勞役場主に托し特定の勞役方法の下に勞働せしめ且つ定時の來談と時々の通信とにより始終其勞働振と謹愼振を監査せしむるなり故に予輩は如此保護會の監督方法を以て最も眞摯にして且つ有効なりと信じ敢

て之れ以上の監督方法を考案せざるなり

乍去不良青年者と不良幼年者との間に實際上多少の保護取計振を異にする點なきにあらず即ち不良青年者は不良幼年者の如く保護會内に其住居を定むることなく且つ彼等が日々其勞役を終り勞役場を退出する際何等直接の監督を爲すことなし是れ洵に道理あることにして監獄局長に於ても夙に了知せらるゝ所なり即ち何れの保護會に於ても其附屬寄宿舍を設くることは財源を有せざるが爲めなり假りに其財源ありて之を附設するとせんか夫れが爲め重大なる結果を惹起す可きは保護會の責任問題に而して此責任問題は之を大別するときは曰く被保護者己人の性格に關する責任曰く被保護者の拘禁狀態に關する責任是なり而して其被保護者己人の人と爲りを知るは極めて至難の業にして監獄獨り能く之を知る然れども監獄と雖も尚ほ被保護者己人の特殊の事情を悉く知ること難きが故に吾人は斯かる青年免囚を保護會に寄宿せしむることなく自由に他より勞役場に通勤せしめて之が監督を爲し若し其被保護者にして家族の家に起臥するを得可くんば保護會は日夕勞役場に於ける監督の外

尙ほ其家族と相提携して特種の監督方法をも講し得可きを以て結局保護會は家族の家に起臥するを得可き被保護者を求めて之を收容するを良策とす若し夫れ悉く此良策を完ふする能はず偶々其收容者中此條件を具備せざる者あらんか其勞役場退出後に於ける監督に就ては到底之を放任するの外なけん夫の保護會の監督を免るゝ不良青年者の如きは勞役場通勤中或る日突然欠席して其所在を晦まし何等通報を爲すことなし依て保護會は直ちに其旨を內務省に報告すると同時に警視廳にも報告するを以て同人に對する假出獄は終に取消さるゝなり併しながら此制裁は未だ十分なりと云ふを得ず何となれば該取消の決定は之を發することなり遲緩にして常に三週間を要すればなり此三週間は保護會の監督を離脫したる逃亡不良青年が他に重輕罪を犯して快樂を貪るが爲め十分の餘裕あればなり即ち彼等が重輕罪を犯して既に拘留の身と爲りたる後漸くにして監獄より假出獄取消決定の執行を爲し來るが如き事例に乏しからず予は今監獄局長の面前に於て此機會を利用し當該官憲が保護會の報告に接するや否や即時に假出獄取消の決定を發し之を即時に執行せん

ことを監獄局長に希望して已まざると同時に予は亦逃亡不良青年が逃亡の後未だ重輕罪を犯さゞる前に其假出獄取消決定の執行を觀たることなき事例に徵し之れが救濟策を講せられんことを警視廳に望んで已まざるなり而して此等の希望は現下我保護團體社會の最も憂慮す可き急務にして予輩は此急務に對し更らに假出獄に必要なる新なる制裁を設け之れに依り假出獄者に對して保護會の羈絆力を嚴にし監獄及び警視廳は保護會の卓勵と相待つて有效なる假出獄者の監督を遂行し得可きを信ず實に現行假出獄制度下に於ける我保護會の施設は未だ完からざるなり』と

次に學士院議員〔ヘンリ、チ〻リー〕氏 (M. Henri Joly, Membre de l'Institut.) も亦其意見を開陳して曰く

『予は諸君と俱に先刻來不良少年保護會長〔パッセ〕氏の有益なる演說を拜聽したり若し氏にして今暫らく其演說を續行せられしならんには恐らくは予は氏の後を享けて何等開陳す可き辭なかりしならん誠に假出獄は獄制に於ける總て懲治主義の大梁たること言を俟たざる所なり而も現今我國に於ける假出獄は唯單

に夫れ自身の支柱と抵抗力を有せざるのみならず尙ほ夫れに對する幾多無能の特別原因を有するなり即ち其第一因を爲すものは刑罰の餘りに簡短なるが爲にして現今採用せられたる短期自由刑主義と倶に假出獄制の無能なること固より其所ならずんばあらず予は收容せられたる假出獄者を屢々「フレスヌ」(Fresne)に參觀せんことを欲して僅に數度に過ざりしも其都度右の事實を確認し得たり即ち深夜巴里の「テルミニ、ホテル」に忍入り四萬五千法(フラン)を竊取したる一少年が事發覺の後重禁錮一年の刑に處せられ其刑は後僅に數ケ月に減せられしなり此數ケ月こそ實に其罪惡少年をして十分なる懲罰の經驗を嘗めしめんが爲めに量定せられたるものならんも此刑の節約主義は尙ほ假出獄制にも及ぼし僅に數週日の間該罪惡少年を保護會に送り同會をして能く其人と爲りを知らしめ能く其能力を鑑識せしめ併せて其者の新生活を準備せしめんとは餘りに社會の實情に遠かりたる措置にして結局現今の短期自由刑主義は實際に於て其基本に依り假出獄制を破壞するものなりと言ざる可からず

次で又假出獄の第二無能原因を爲すものは巴里に於ては之れなしと雖も地方

に在りては監獄是なり抑々假出獄をして有效ならしむるが爲めには保護會は假出獄の許可前より豫め其囚人に對し勗めて獄舍內に往復して後日許可ある場合に備ふる所あらざる可からず然るに地方監獄に在りては其協定更らに行はれず囚徒との間に單獨の會談を許容せざるを以て到底其囚徒の機密を知るを得ず從て其囚徒の心底を窺知すること能はざるなり若し又後に保護會が監獄の協定を得可しと信ずる時に在りては目的としたる囚徒は既に保釋若くは責付に依りて出獄し其後を追ふも或は彼の共犯人若くは嘲弄者の言に聽き或は黨徒の寄贈品に釣られて既に再び罪惡の淵に溺れし後なり若し夫れ女性の囚徒ならんか常に保護會を妨げ之を誘導するものは戀愛の情是なり尙ほ地方監獄に在りては事之に止まらず予が嘗て數多の地方監獄に就き此等の研究を試みたる際確認せし所なるが其は囚徒が地方監獄に在る時其各自より爲したる假出獄情願中に在りて現に其情願に對する採否の決定考量中に在ることを察知し豫め其許否を究明し互に會談評論して必ずや悲觀の淵に沈淪することを是なり然れども凡そ囚徒を假出獄せしむるには主として其行狀を考察するを

要するは勿論なるも亦同時に彼が外界に求む可き活路を鑑査せざる可からざるは自然の要義なりとす故に甲囚徒は其行狀乙囚徒に優ると雖も何人も彼に相手たる者なく亦援助する者なし然るに乙囚徒は其行狀甲囚徒に劣り且つ甲囚徒に比して勞役を好まずと雖も其家族能く彼に答ひ彼を引取らんことを欲して已まず此場合に於て乙囚徒獨り假出獄の寬典に浴して甲囚徒獨り獄舍れに殘さんか彼囚徒社會は必ずや監獄當局者の偏頗を疑ふ可けんも是れ假出獄制度に關する其間の複雜なる消息を知らざるの致す所なりと言つ可し

要するに予輩の見解を以てせば先刻「パッセ」氏の指摘せし事由の如きは唯單に之を假出獄の障礙なりと看做す可からざるを信ず蓋し該指摘事項の如きは全く特種の難事にして斯かる不良の免囚を收容したる以上は之れを豫防すること殆んど不可能なりと言つ可く詳言せば斯かる逃亡奸惡者の如きは其機會を利用し再び罪惡を犯し巧みに其踪跡を晦まし容易に捕れの身と爲らざる可きは固より其所なるを以て若し後日逮捕の曉には夫の指紋法に依り之を認識し十分の懲罰を以て之を責むるの外なけん」と（未完）

現代社會問題と犯罪（承第二十八卷第七號）

文學博士　建部遯吾

現代社會問題の第四として出て參りましたのは即ち平和問題であります、前來現代社會問題の由來として紹介いたしました所の其大勢から何人も想像し得る通り、國際競爭の激甚といふことは、一面から申しますと、是は歐洲文明の千數百年の歷史の結果であると申して宜しい、此國際競爭を如何にするか、茲に於て例の軍事である、軍事には顯はれたる軍事と隱れたる軍事とがある、顯はれたる軍事は戰爭である、隱れたる軍事は謂はゆる武裝的平和であります、そこで戰爭にせよ武裝的平和にせよ甚だ償の高いものである、殊に戰爭の如きは人間の感情に對して甚だ一種の損害、一種減りの立つ所の人情上好ましからざる感情があるといふ所から致しまして、協議の上是はやらぬやうに致したいといふことの要求に應へて、茲に二つの主義が現はれた、一は即ち帝國主義である、世界に國が澤山列

び立つて居る、是を一つにしやう、世界を統一し世界を一の國にしやうといふのが帝國主義であります、愈さういふことにするまでには多くの犧牲を拂はなければならない、併し此儘にして居ては仕樣がないといふので、茲に即ち平和主義なるものが現はれた、所が今日までの實際から考へて見ますと、凡そ平和を賊するものは平和の空想である、之を譬へて申しますと、國際に於て戰爭といふが如き慘憺たる現象のあるのは、恰も空氣中に於て暴風の吹き荒ぶが如きものである、暴風の吹き荒むのは氣壓其物の變化から來るので、今若し或一地點に高氣壓が現はれたといふときに、尋常の氣壓でも既に風が之に向うて吹く、況や低氣壓に向つたならば必ず暴風を起さなければならぬ、それで軍備にせよ或は平和にせよ能く研究しなければならぬ、即ち平和を以て手段を攻究せずして直に目的とする如き政策を或る一國―社會に於て實行するならば、是は低氣壓が高氣壓を吸込むのである、斯る作用に由る所の平和主義から來るものが即ち戰爭ともなるのであります、斯ういふやうな點に十分注意をして平和といふことを論じ、若くは計畫するならばそれは合理的平和主義でありますが、兎角日本人あたりには他の方面にも政治問題に於てありますやうな「希望」と「畫策」とを混同する、日本に於ける「輿論」は多く「希望」に過ぎざるのであります、それで識者面をして居るのが多いのであります、平和主義などは往々にして合理的ならざる、即ち方策と希望とを混同せる平和主義が往々にしてあるの

であります、人誰か平和を冀はぬ者あらんや、併し其平和を致すには自ら方策がある、そこの點を間違へぬやうにせぬといふと、謂はゆる平和の賊の最たるものは平和の空想是なりと言はざるを得ぬ場合が往々出て參るのであります。

現代社會問題の第五は階級問題であります、遺傳に依つて人間の能力は若干決まる、併ながら後天的に教育に由つて大いに之を補ふことが出來る、人間の職業といふものは遺傳に由つて決まるとするならば、此教育を無視せる見解から常に殆んど遺傳に由つてのみ職業を決めなければならぬといふが如き慣習が社會に於て可なり長い間行はれて居つたのであります、此見解が今日に於て甚だ著しく變はり來つて居るのであります、そこで階級問題といふものが起るといふことであります、尤も階級問題の重もなるものは奴隷、農民、軍隊及び貴族でありまするが、此中で農民竝に軍隊は近世的社會生活に於て殆んど階級問題としての價値を失つて居ります、階級問題として若干殘つて居るものは奴隷の問題竝に貴族の問題でありますが、併し今日に於ては更に是よりも重要なるものがある、全體階級には原生階級と副生階級とある、原生階級は社會の原始時代よりある階級で、副生階級は稍、其後に旗色の進める社會に生する階級であります、其副生階級に於て富める者の階級と貧しき者の階級とある、而して概して申しますれば是が今日は階級問題の中心を形造つて居るやうであります、又社會に由り

ましては原生階級と致しまして貴族問題、或は原生階級として奴隷問題が全くないことはありませぬが、階級問題は要するに大分複雜なるものになつて居ります。

現代社會問題の第六は婦人問題でございます、是も原始時代に近き頃からの長き仕來りと致しまして獨斷的に男女は價を異にするといふ見解及び見解に基く所の仕來りが行はれて居つた、然るに一種の宗教觀哲學的見解から、又此獨斷的に男女價を同じうせるものであるといふ見解が行はれ始めた、それではいかぬと云ふので——いかぬと云ふのではないさういふ所へ、今度は科學の見地からして、どうも男女は一種の哲學や一種の宗教といふやうなものから同價——價を同じうするとは言へない、男女違ふ、謂はゆる分子が違ふ、そこで今日はそこらの見解から致しまして、寧ろ男女特質觀とも云ふべく、男は男、女は女と各〻特色を認める、即ち其天分を認めるといふ所に進んで居る、即ち價に於ては等しきも形に於ては違ふ、平等は平等に相違ないが、相同じい平等にあらずして、相當平等、相當る平等である、斯ういふ見解であります、四間に四間で十六坪、二間に八間でも十六坪であるが、これは相同平等でなく、相當平等である、斯ういふ違ひがあります、之に對して甚だ氣の毒のはミルなどでありますが、最も其細君に非常に感謝して居つたといふ傳說でありますが、由つて來る所は甚だ優にやさしい所があるのであります、併し今日進みました學者の見解に於ては、最早ミルの婦人論などは願みるに足るものでないと云ふ說が多いのでありまして私も其一人であります、扨、婦人問題は斯く種々の見解が出で參りまして、どういふ方面に問題が往つて居るか、是が寧ろ大問題である、是は大凡四つの方面に出て居る、曰く政治的婦人問題、御承知の通りに婦人參政權、日本では左まで猛烈とは往きませぬが、先づ強ひて言ふべくば婦人選擧問題といふ如きは其內の極輕い問題であります、次は經濟的問題、婦人に財產を持たせるが宜いとか宜くないとか、是は我邦に於ては餘り問題になつて居らぬ、實際の姿に於きましてそんなに此點は猛烈に聲言して居らぬのであります、次に最も重大、殊に私共に取りまして最も重大なるは教育的婦人問題であります、亞米利加のローズヴエルト君の如きは、先きに申しました米國民の大罪として擧げてある所の人種的自殺、是には米國の女子教育其物に於ける誤れる方針及び實行が大いに手傳つて居るといふことを論じて居る、それも大いにあるやうに我々も認めるのであります、即ち教育的婦人問題——女子教育問題といふものである、次に風俗的婦人問題、是は審かに言ふを要せないと思ふのであります、此問題の取扱及び其實行の衝に當つて居る人々に向つて私が言ふに及ばぬ、風俗上の婦人問題に對しては關係が殊に薄いと考へます。

現代社會問題の第七は即ち宗教問題であります、此問題は殊に眞面目なる重大なる問題でありますが、併し日本より更に西洋に於て然るのであります、今極めて簡單に述べますといふと、近代殊に現代の

人間の智能の活動、機能的資質が進みつゝある、是が一つ、次に自由討究の精神が益々盛んになりつゝある、是が二つ、次には先刻述べました交通發達の影響の一として、諸々の民族、諸々の社會がお互に觸接する機會が非常に殖えて來て居るといふこと、是が三つ、此三つの事情から致しまして其影響として、第一は宗教其物の存立及び宗教其物の發達、是が大いに問題となつて參つたのである、宗教であるから唯だ一概に有難いとは何人も進める階級に於て或は進める社會に於ては敢て言はぬといふことになつたのである、宗教は實に人間文化の一番始に於て有らゆるものに先つて起る、有らゆる社會の仕事に先立つて起りまして、幾多の社會事項に先んじてこれが保護者となる所のもので、殊に歐洲各國民各社會に取りましては、先きにも申述べましたる謂はゆる俗稱暗黑時代、實は曙時代であるが、其曙の中から日が出たやうに基督教の位置に對して大なる關係が起つて、其宗教其物の基礎が若干搖るぎ掛けて居る、そこは實に歐洲の社會に向つて非常に重大なる大問題と言はなければならぬ此宗教問題の現はれたのは大體二つの方面に向つて現はれた、一は政教問題、即ち政治と宗教との問題、又の名、國家と教會との關係、二は學教問題、即ち教育と宗教との問題、或は教育と學校との關係であります、抑々是が問題になつて居るといふことが茲に既に宗教に取つては由々しきことである、從つて歐洲の社會に取つては由々しき大事であります、政教問題なり學教問題なりの解決をしまするのに、政教問題に付いては、宗教は從來政治に喰込んで往つたのであるから、今は政治と宗教の分離を必至とするに至つて居る、又教育と宗教の問題に於ては、從來教育は宗教の附帶事業としてやつて居つた、日本でも普通教育の場所を寺小屋といふた理屈で、歐洲では一層盛んであつたのでございます、それが宗教から教育の中の倫理修身道德すらも取り離さなければならぬといふことになる、次には教會の國家の規定通りの學校を經營することをも許さぬ、千九百五年に於て既に佛蘭西では斷行するといふことになつて居る、斯ういふ譯で實に歐洲に於ける宗教問題といふものは我々が遠くより想像するよりも更に思ひ切つたる深みに這入つて居る、中々進んで居る狀態であります。

現代社會問題の第八は思想問題及び革命問題であります、是は二つありますが、中に往つては切れぬ關係がありますので是は一つに見るのであります、全體此思想の動搖及び混亂といふことは日本に於ても大分世間で言ふことで、殊に「國民思想の動搖」といふ標題では苟も憂國の識者が常に腦髓を惱して居る、此事は唯だに日本の政治社會に於て然りとなすのみならず、歐米各國に於ても亦然りであります、そこで此思想の動搖及び混亂せることの影響として改革といふことを以てし、終には改革より革命といふに至るには破壞といふことを伴ふのであります、破壞といふことは謂はゆる西洋の言葉でファン、ド、シエクル、世の終りといふ其時代の一個の特色となつて居る、成程倫敦で郵便函の中

へ硫酸を注ぐなどといふ一種の運動といふものが婦人參政權の運動に於てあつたくらゐでありまして、斯の如きは左まで多く恐れるに足らぬと思ひます、就中思想上の破壞、精神的破壞といふものは最も恐るべきものであるのであります、此思想問題及び革命問題の標本を擧げますといふと大凡四種あるのであります、私が申すまでもなく名前を擧げれば諸君はもう御肯き下さることゝ信じます、謂はゆる無政府主義反び虛無主義、是は何でありますか、即ち政治的破壞主義であります、共產主義是は何でありますか即ち經濟的破壞主義であります、謂はゆる本能滿足主義、美的生活主義、主樂主義、是は何んであるか、即ち道德的破壞主義であります。個人主義、又の名無秩序平等主義、是は何であるか、即ち社會的破壞主義であります。

最後に問題其ものを以て直に歐洲各國識者の頭腦を惱ましつゝある所の其現代社會問題のもう一つ極めて重大なるものがある。それは何かといふと即ち犯罪問題であります、併し此犯罪問題に付きましては寧ろ私は諸君より御指導を蒙むらなければならぬことでありまして、茲に若干の言葉を列ぬることを無用と存するのであります、唯だ少しく茲に申上げて置きたいと思ひますことは、犯罪の原因觀に付いてちよつと一言さして戴きたいのでございます、今日進める犯罪の見解といふものは大抵決まつて居りますけれども、進めると進まざるとを通じて私共に頗別するの自由を御許し下さるならば、

矢張り例の型に嵌めて見ると三つあります、即ち唯心觀に唯物觀それから社會觀であります、唯心觀といふのは一種の宗教一種の哲學であるかの如くに見る見解、其傚は今日西洋の謂はゆる倫理學者といふ連中にまだ殘つて居る、そこで唯物觀の最も代表的なるものに例のロンブロゾの犯罪人類學に根據を立てゝ居るのであります、次に社會的見解といふのは少しく未熟でありますけれども、其標本は現代社會學的見解、まア其中にはフェルリなどゝいふ人の論があります、先づ大體斯ういふやうなことであらうと思ひます、今日はどうしても犯罪に對する見解として此終りの二つといふものが最も有力になつて居るのでありますが、實に有力なるだけで、豫て世間に內容實質を是等の代表的學者が我々殊に諸君に提供したのみでありまするので、まだ〳〵前途遼遠であらうと思ふのであります、此唯物觀と社會觀とは必しも偏廢すべからざるもので、どれも棄てるには當らぬと思ひまする、併し斯ういふ見解が出ました丈でも若干犯罪の取扱に進步を來したことは明かであらうと思はれます、從つて犯罪行政に於ても大分進步して居るやうに見受けるのでありますが、是は私から申すべきことでない、寧ろ諸君に教を仰ぐべきことでありまして、殊に時間も大分經つて居りますから總て申すことを畧します。

私は謂はゆる現代社會問題をば大體以上の九つに分類して其中に若干細目がある、之を以て現代の社會問題と認めますのであります、斯く擧げまやと如何にも數が多い、數は多いが、どういふもので

あるか之に對して第三段に私は是等の現代社會問題はすべて是れ渾一的問題であるといふことを敢て申すのであります、何を以て爾が云ふか、之を理論的に言ひますならば、社會は渾一體なるが故にと云ふ、社會と云ふて分解すべき色々のもの丶寄合ひではないのである、社會其物は渾一的である、併し是は餘り抽象的の言ひ分でありますが、もう少し具體的に言はなければ堅過ぎる、現代社會には大なる煩悶の現象がある、そこで要するに斯る幾多の現象は誠に現代社會の煩悶を憩ふる聲に外ならぬのである、個人が煩悶を憩ふるは或は功名心が報ひられぬとか、或は利慾の希望が報ひられぬとかに歸する、現代社會の缺陷短所より社會は亦非常に煩悶して居る、即ち斯の如く現はれる社會問題は樣々ありますけれども、要するに社會の何所か內方に或る容易ならざる缺陷を有し容易ならざる短所を有し、或は容易ならざる疾患を蓄へて居るので、是から現はれる所の——各方面に現はれる所の一の煩悶現象であると斷定しなければならぬ、即ち是等は問題は一つであるといふのである、然らば如何なる方面に於て社會が缺陷を有するか——社會の缺陷或は社會の疾患とはどんなものであるか、是は一言にして言ふことが出來る、此診斷は極めて容易である、それは何かと云ふと、有形と無形との不調和であります、社會に於ける物質と精神との不調和であるのであります、西洋の社會は今日に於て著しく物質と精神との不調和を致しつ丶あるのであります、西洋に於きましては宗教が社會に於ける

勢力を振ふたといふことは中世の殆ど終まで丶あつたのであります、然るに近世に至るに及んで彼の文藝復興及び敎法改革の二つの大いなる社會的運動を以て其幕を開き、其一の成績として近世的國家といふものが出來た、之が君主たる者は頗る大いなる權力者である、其社會的地位勢力は實に宗敎の中心たる羅馬法王を凌駕するに至つた、加ふるに更に百數十年の年所を經て謂はゆる自由民權思想、庶民の政治的地位が勃興するに至りまして第二の變遷が參りましたる新しい時期は、謂はゆる最近世の時期であります、此最近世となりまして庶民の政治的地位の高まるに從つて幾多の社會的方面に於て謂はゆる庶民——平民の位置が高まつた……斯の如き有樣であつて、宗敎の當世社會に於ける要求が一定不動であるとしますならば、それは誠に不可思議と言はなければならぬのである、之に對して見まするといふと我が日本は頗る事情が違ふ、事情は違ふが併し又似た所がある、謂はゆる思想の動搖といふ所に多少似た所があるのであります、明治時代に於きまして夙に私は斯ういふ見解を有つて居つた、明治時代の思想は三期の變遷を經て居る、第一は極端の時期でありまして此時は極端の一種たる模倣即ち西洋の模倣が行はれた、第二は懷疑の時期、此懷疑は客觀的自覺に近い所のもので、此時は各種の國粹保存國學復興、さうして第三は更に批判的時期に行かなければならぬと夙に私も云ひ、識者も大分言つて居つたのであります、其時期が未だ十分成熟するに至らずして而して世が變つたの

であります、即ち明治は一轉して大正に入つたのであります、扨明治一轉して大正の時期に入りますると、大分世の中が物騒になつて來て居る、一面に於ては如何はしき民主的精神及び其運動の勃興といふものがあり、而して其旗色は甚だ結構なるに似て、其實に於ては人をして曄然として言ふ所を知らざらしむるが如き政治運動などが起つて居るといふ次第で、即ち西洋の宗教に淵源するとはまるで違ふけれども、思想の動搖から來る我邦の現況は、又決して此西洋の狀態に對して對岸の火災視するを許さゞる所のものがあるのであります、扨先づ西洋の方から重もに觀察して參りますと、斯樣に此物質と精神、有形と無形との不調和といふものに對して、二つの方法は、一は進み過ぎた物質を切斷する物質を切斷して精神と調和させる、今一つは物質は其儘置いて精神の方を一層發達せしめて、而して調和を謀る、斯ういふ二つがあり得ることは當り前である、此物質が進み過ぎた爲めに精神を物質の調和がないものであるといふ如き塲合に際して、物質を切去つて精神と調和しやうといふのは、消極的のやり方で即ち保守主義でございます、物質が進み過ぎて居る、精神が物質と比べて足らぬ、故に精神の方を發達せしめて物質との調和を回復しやうといふのは即ち積極的方策、是は即ち進歩主義であるのであります、然るに今日彼の哲學宗教などに耽溺する者は多く保守主義でありまして、彼等の中には開けたる物質を呪ふて今の西洋文明の弊がこれであるといふことである、其れ然り豈夫れ

然らんや、若しも斯の如き物質的文明をば其精神文明を以て之を調和することが出來ないやうな精神的文明ならば西洋の精神的文明といふものは始めから高く買被つたもので、甚だ價値が無い、即ち西洋の現代社會は物質と精神との調和を回復するに物質の進歩を切放つて物質と精神との調和を保つといふが如き極めて消極的保守的――の方策を執るを止めて、飽までも進歩的積極的に即ち足らざる所を補ふといふ方針を以て進まなければならぬ、所が奇々妙々にも謂はゆる宗教であるとか哲學などゝいふものに耽溺して居る所の連中は往々にして進歩主義を以て自ら處りつゝ飛んでもない意氣地ない保守主義に陷るりつゝある、此進みつゝある所の物質の進歩といふものを切り棄てることが出來るならば、それはランプ亡國論に近いものである、此邊で止めますが、要するに此物質と精神の不調和が現代社會の病源である、此病源から八方に出て參つた所の樣々の謂はゆる症候、病氣に罹つて醫學者の申す所の症候、それが即ち各種の社會問題となつて居るのであります。

そこで第四段に進みまして、犯罪と其他一般の樣々の社會問題との關係、之を一瞥したいのでありますが、併ながら是は當然の推論として極簡單明瞭である、元々犯罪問題と云ひ、他の八種の社會問題と云ひ、不可分の性質を有つて居るものでありまして、其關係が極めて密着不離なることは申すまでもないことである、併し是を今少しく具體的に申して見たら面白いことでありますが、是は寧ろ犯

罪といふ方は之を平生から能く調いて御取扱になつてゐられます諸君から伺ふ方が一層適切であらうと思ふのでありますが、ホンの一二自分の如き何等の經驗なき者が思ひ付をちよつと申すだけであります、先づ第一に犯罪と經濟問題を云ふならば、謂はゆる犯罪の最も多くは古來經濟問題などは餘り喧ましく云ひませぬか、それでも小人閑居して不善を爲す、衣食足つて禮節を知るとか云つて、何れも犯罪と經濟とは關係の緊密なるものである、況んや其問題が經濟問題と名けられるほど緊迫なる狀態になつて居る時に於ては無論のこと、社會の事物が如何に犯罪と密邇相關するといふことは申すまでもない、各種の犯罪及び持に財產關係の犯罪といふものが甚だ其數を多くすべく推定さるべき理由があると認めて差支ないのであります、第二は犯罪と人口問題、是は生殖關係の犯罪に於て大いに起り易い、又風俗關係の犯罪に於て大いに是は關係があるのであります。

次に犯罪と人種問題に付いては、米國の文明に對して甚だ我々は此世界に於て共に生活しつゝある兄弟的民族と致しましても竊かに米國の爲に我々は赤面する事柄がある、それは即ち彼の私刑といふものである、斯ういふ類のことは人種問題の紛糾せる所、そこに此犯罪が隨分行はれ易い、殊に面白いのは國際關係に於ける探偵の罪であります、此探偵の罪といふのは、單に國が違ふからといふことよりも、人種上の關係が客觀的は別問題として、少なくとも主觀的に甚だ關係が深いものと見て宜しうございます、要するに人種關係が這入つたときに於ける此國際探偵の犯罪といふものに對する憎みは、人種關係の這入らないときに於ける國際探偵の犯罪に對する憎しみより餘程猛烈なるものである、即ち人種的關係である。

第四に犯罪と平和問題、此ことは今日の時局に於て御研究を煩はしたいと思ふのであります、現に或人は多少研究の如きことをやつて居ります、又西洋にも多少そんな事實がございます、戰爭と犯罪とはどうであるか、樂觀すべき傾向であるか悲觀すべき傾向であるか、平和と犯罪とはどうであるか、平和の永續と犯罪とは樂觀的であるか悲觀的であるか、どうも是は餘程綿密なる研究を要する、戰爭と犯罪との關係はどうも多少樂觀的であるやうであります、平和の永續と犯罪とはどうも多少悲觀的であると云つて宜い、是等の犯罪と平和の問題に付いて、殊に犯罪に於きまして御研究になる專門學者、若くは實務家から大いに敎へて戴かなければならぬ重大なるものであります。

第五に犯罪と階級問題、之に就ましては一面特殊部落の問題がある、是は私も多少研究を致さうと考へたこともあるのであります、此問題は日本としても重大なる問題の一つであります、それから今一つは或方面に於きましては貴族に對する怨望といふこともあるのであります、兎と角階級問題と犯罪との關係が一面に現はれるのであります。

第六犯罪と婦人の問題、昔から犯罪の裏面には婦人ありといふことを云ひますが、是は個人的關係に付いて云ふのであります、今日の社會的犯罪も婦人問題といふものと非常に密着なる關係のあることはもう喋々の辯を待たぬことであります。

第七犯罪と宗教問題、是は猶吏ら言ふを要せぬ、個人が根底を失ふて居る、而して新たなる根底を未だ得ざるといふ狀態であるが故に、犯罪といふものは甚だ困ることに相違ないのであります、唯だ併し茲に一つ大いに注意して置かなければならぬことは、社會も個人と此點に於て似て居る、如何なる個人と雖も人は一面に於て獸性を有つて居ると同時に、一面に於ては神性を有つて居る、人は人なりといひ得ることであるが、具體的に言へば善に獸性を有つて居るものに近いものと、神樣に稍々近いことの稍々大なるものとある、或は聖人賢人があり、或者は多少の不都合をする者もあり劣等の者もあります、社會は殊に複雜で數百里、或は數千里、或は億を以て算ふる人口を有する社會に於きましては、概括して云ふと、社會變遷の大勢は先刻申します通りでありますけれども、如何なる文明國と雖も其社會に於て野蠻朦昧の道德を有つて居らぬ人間が一人も含まぬといふことはない、又野蠻未開の國と雖も其中には頗る發達せる考を有つて居る者があると云うて宜しい、故に大體から見て斯ういふことが言へる、宗教で濟度さるべき階級がある、兎角犯罪などを致す者は非常な惡人である、劣等人たるが故に犯罪に陷るといふことは犯罪の研究上我々に教ゆる所でありますが、即ち斯ういふ方面には幸ひ宗教に由つて濟度せらるべき方面が大分あるのであります、若しも一般社會が頗る進みまして宗教を以て濟度さるべきものでないとか、それからもう少し低い宗教で濟度さるべきもの、即ち宗教中でも餘り高尚なる宗教でありますと謂はゆる馬の耳に念佛となる虞があるといふことであります、此點に於て甚だ社會は複雜なる組織であるからして、此犯罪と宗教問題との關係に於ては、一般社會に於て謂はゆる現代社會問題に對して、宗教問題を其儘當嵌めやうとするのは即ち失當であると言はなければならぬ、唯だ斯ういふことは確かに言へる、若しも人民が非常に進んで居るのに、宗教は甚だ後れて居るといふことでありまするに、是こそはオウギユスト、コントの申すやうな謂はゆる一般的虛飾を奬勵するものである、斯る宗教は寧ろ虛飾を奬勵するもので、之が爲に犯罪の口火であるといふことになる、是等の點に付いては餘程微細に考察を回らす必要があると思ふ。

第八は犯罪と革命問題、此革命殊に政治的革命、又或程度或範圍内の經濟的破壞主義でありますならば、是等は直に革命運動其物が殆んど犯罪と紙一枚の隔りしがないと謂はなければならぬのであります、斯ういふやうな譯でございまして、餘り具體的に犯罪の取扱に於きまして何等經驗を有せざる者と致しましても猶ほ是等幾多の問題と犯罪と關係があるといふことは一面から分ると認めて宜しい

ことであらうと思はれます、況んや社會問題の性質を考へ來れば其社會問題の大いなる網目の一として犯罪が存するものでありまする故に、理論上犯罪と餘多社會問題と極めて近密なるものであるといふことは畧々判定して宜からうと思ひます。

最後に一言を附加えて、言葉數徒らに多くして餘り價値のなかつた所のものを而かも諸君の前に申上げる自由を許して戴きたい、犯罪の取扱ひといふ點に付きましては、今日の進める經驗にて遺憾は固より無いこと、確信するのでありますが、唯だ犯罪の性質及び其由來といふものは遠く且つ廣きものであるといふことを認めて一層救濟上の根本研究に努めたいものと思ふのであります、就ては苟も此渾一體たる社會經營に參與する者は、大いなる且つ廣き努力を必要とすべきことではあるまいか、此事は殊に刑事行政に當る人士、即ち現代社會問題と犯罪との關係の如きは、私の申したことはホンの標題を掲げたるに止まるものでありますが、此問題其ものに付いては殊に刑事行政の局に當る、或は刑事行政の研究に當らるゝ人々の一考を煩はしたいと存する次第であります。（拍手）

資料

東京に於ける未丁年受刑者

坪井直彦

滔々として橫溢する都會の惡風潮、虚榮奢侈の流、誘惑情慾の淵に沈淪したる未丁年受刑者の一般概況、特に地方の青年が東京の風物に憧憬して集り來りて墮落したる者の一端を調べる爲め大正二三兩年間に東京の裁判所のみで懲役の刑を受けた十四歳以上二十歳未滿の者の統計を蒐めた、尤も十八歳以上二十歳未滿の者は悉く我巢鴨監獄に收監するから自ら取調たのであるが、十八歳未滿の者に就ては東京監獄に於て小田原川越兩分監に送らるる前、又既に送られしものは小田原川越兩分監に在監し居る者に就き其監獄及分監へ依頼して調査の勞を煩したのであるが其數實に千〇五十一人（警察犯及廳府縣命令犯を除く）此人員に就いて諸種の統計を製したが茲には只大體のみを掲くる。

一、罪質　素より竊盜が第一位であるが丁年者に比し特に多い、一般受刑者の竊盜歩合は大正二年は

全受刑者中（警察犯及廳府縣命令犯を除き以下同じ）百分の四十二弱に對しこれは百分の七十六弱の多數である。

竊盜　百分の七六、弱　橫領　同　一七、弱
詐欺　同　七、弱　强盜　同　三、强
文書僞造　同　一、强

計百分の九十四、これに依る　未丁年の犯罪は殆んど皆金錢の慾望からである又

放火　百分　三弱　殺人　同　一、强

是亦動機は金錢に關係しておる其他は各百分の一に足らぬ諸種の犯罪である。

青年は何の爲めに斯く金錢を慾望するかと云ふに丁年者の如く家計難にあらず、又事業の失敗にもあらず、病弱糊口に窮するものでもない其多くは自己肉體の慾を恣にせんが爲めである其嗜好及告白を見ると明かである。

二、嗜好　此人員に對し是亦百分比例に依ると

活動寫眞　觀劇　百分の三八、强　女色　同　二四、弱
買喰　同　二〇、弱

一に活動、二に女、三に買喰と云ふ順序で重なるものである、

活動寫眞のない以前は青年者墮落の徑路は一に買喰、二に觀劇、三に女と云ふ順であつたが活動寫眞と云ふ惡魔の傳來以來。墮落の順序が一變した

淺草の本家本元より市の內外塲末に至るまで活動寫眞の興行塲が日に月に殖へ、電飾眼を眩し、彩旗風に飜る處妖しき女の怪しき姿、之れ皆青年の心を蕩かす惡魔の招きである、薄暗い室內鼻を衝くは女の異臭、眼に映するは男女の痴態か强賊の兇狀畫此瞬間に於ける彼等の情血何れの處にか迸る寔に青年沈落の叢淵は此處である

女色も亦地方と違ひ都會には不淨の女多く又到る處の魔窟は彼等が沈溺する狼穽である此千〇五十一人の內五百九十三人即ち百分の五十六强は女に關係して居る甚しいのは十四歲未滿で九人十五歲未滿で二十六人あると云ふは實に驚くの外は無い其の女は娼妓が一番多い

娼妓　百分の二五、弱　淫賣婦　同　二一、弱
處女　同　五、弱　藝妓　同　二、弱

其他は各百分の一に足らぬ數である

而して此女に接する前には活動寫眞と云ふ階梯を踏んで來た者が多い

買喰は地方と差異は無い、其告白から見ると寧ろ地方よりは少い樣である、買喰の惡習は家庭の罪である、一錢お呉れ二錢お呉れの次が父兄の財布や貰溜の內からソット引出す終には人の金、店の品に手を附けるのである

三、生育別　多くの人は不良少年と云へば片親育ちとか、繼母育ちとか思ふが統計に依ると實父母の手に育つたものが一番多い、尤も世間に於ける青年は實父母を有して居るものが多いから從つて其者が犯罪者の多い譯であるが此千〇五十一人中の生育別は

實父母	百分の六七、弱	實父繼母	同	七、弱	十一
實母	同	七、弱	實父	同	四、強
親屬	同	六、弱	養父母	同	三、弱
祖父母	同	三、弱	他人	同	一、強

其他は百分の一に滿たぬ數で最少が養父實母の手に育つた者が總員中僅かに二人あるのみである

受刑者の生育別を知りても世間に在る青年の一般生育別を知ることが不能であるから比較することが出來ぬが遺憾である

四、犯罪時の境遇　初めて犯罪を爲したと云ふても夫れ迄に盜癖あるものもあり一度や二度は見遁しにせらるゝものもあるから當人の告白のみを信ずることは出來ぬが此表に依ると奉公中が最多數である

奉公中	百分の三七、強	放浪中	同	三〇、強
就職中	同	一八、強	寄食中	同	一二、強
在學中	同	二、弱			

奉公中の最多なるは後に述る如く地方より奉公を目的として出京する者が多いからである

五、教育程度　尋常小學半途退學が最多で不就學が最寡である

尋常小學半途退學	百分の五三、強	高等小學卒業	同	二〇、弱
尋常小學卒業	同　一一、弱	中學半途退學及卒業	同	九、弱
不就學	同	八、弱		

中學半途退學者は七十八人、同卒業者は十三人ある中學校別を一二揭くれば錦城中學、成城中學、正則英語學校が各四人で最多其他は各一人乃至二人であるが東京では殆んど私立中學で府立中學校にあつた者は只一人しか無い、中學半途退學の理由は學資欠乏が最多で次は犯罪の爲めである

六、飲酒　酒飲みは寡ひ方である

不　嗜　百分の七二、強　嗜　者　同　二八、弱

であるが十二歳未滿にして嗜むもの八人十四歳未滿に同二十四人あるのは驚くに堪へすだ

七、科刑に對する感想　少年と雖も惡事を知りて之を犯すと刑罰を受くると云ふは覺悟をして居る只其刑の輕重に就ての感想を調べて見ると

刑の重きを感ずる者　百分の四〇、弱　同　輕きを感ずる者　同　二六、弱

當然と思ふ者　同　三三、強　否認する者　同　一、弱

輕きを感する者の内に十八歳未滿の者にて無期懲役に處せられしもの一人ある是は兄が家産を蕩盡するを父が心配するより終に其兄を殺したのである自分は死刑を覺悟したが無期懲役で濟んだ故心から喜んで居る此等は此表に入る不良少年と聊か趣きが異つて居る

○地方より東京へ集りたる青年の受刑者（以下百分比例とせず）

千〇五十一人の中六百五十九人即ち百分の六十三弱は東京府の郡部其他二府一廳三十九縣から都に集つたものである素より東京附近が多數で

長　野　縣　五十八人　千　葉　縣　五十一人

茨　城　縣　四十九人　東京府郡部　四十六人

埼　玉　縣　四十四人　新　潟　縣　四十一人

より漸次低下して高知、宮崎、鳥取の各一人和歌山、岡山、島根、沖繩のものは一人もない此等の上京の目的は

奉　公　三百四十三人　内上京前既に犯罪したるもの三十一人

一家移轉　九十四人　内同上　四人

目的無　九十三人　内同上　二十五人

修　學　六十七人　内同上　十一人

逮捕を免るゝ爲め　三十人　上京前既に犯罪したるもの

見　物　十五人　内同上　六人

就　職　十人　内同上　三人

父兄を尋ねて　七人　内同上　一人

此六百五十九人中上京前既に犯罪したるもの百十一人は東京にての犯罪でないから之を除きて殘り五百四十八人に就きて見るに

父兄等の許可を受け上京　　同無許可上京

奉公	二一五人					九七人			
一家移轉	九〇人					—			
第二十八卷第九號 目的無修學	一二人					五六人			
	三二人					二四人			
見物	二人					七人			
就職	七人					—			
父兄を尋ねて	五人					一人			

奉公が最多數で無許可で出たるが約半數である目的無しで出たのは無許可が多いこれは既に鄉里に在りて犯罪したものが多いと同樣此五十六人も鄉里に居にくい惡癖抔あるから出たので東京に來たから犯罪に陷つたとは云へぬ人物である

又上京後保護者の關係と上京後犯罪迄の期間を見るに

	保護者ある者	同無き者
上京後六月未滿	四八人	九六人

資料

同一年未滿	三〇人		四五人
同一年六月未滿	七人		一六人
同二年未滿	二九人		二三人
同二年六月未滿	一二人		一五人
同三年未滿	七人		五人
同三年以上	一五五人		六〇人
計	二八八人		二六〇人

右の如く保護者あるものは上京當分は其監督に依り比較的墮落せぬが歲月を重ぬるに從ひ都の惡風に浸潤し遂に犯罪者となり三年以上に到り特に多數となるのである之れに反し其保護者の無い者は直ちに放縱不羈絆の箝制を受けず急轉直下爰に到るは明かである

次には此内の最も多數を占むる奉公を目的として出たもの丶三百十二人と最も注意すべき修學を目的とした五十六人に就き更らに其の年齡を見るに

	十四歲未滿	十六歲未滿	十八歲未滿	十八歲以上
奉公	九七	九六	八七	三二

奉公は十四歳未滿のもの修學は十八歳未滿のもの多數である又修學目的の上京の際に於ける教育程度は

第九號　尋常小學　一一人　高等小學　一二四人
第二十八卷　中學三年未滿　一八人　中學卒業　三人

此高等小學程度や中學三年程度未滿の最多なるは地方に在つて滿足に中學へ入り又は中學を卒業することの出來ぬもので東京には私立中學も澤山ありて入學し得ると云ふことから出て來たものが多い兎に角奉公と云ひ修學と云ひ眞面目なる目的で出て來て誘惑の淵に沈み一生取り返しの付かぬ青年の多いのは憐むべきの至りである地方に在る父兄たるものは子弟の出京に就ては戒心を要する次第である

統計

大正四年七月中入出監竝月末在監人員

區別	入監	出監	現在	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	五二、〇六五	五、一六六	五二、五〇五	五二、〇六五	五二、一八四	四四〇	三二一
刑事被告人	三、八九〇	四、五八五	四、六八一	三、七九四	三、八九〇	三、八一七	△九六	△二三
勞役場留置者	一、二九三	一、三七五	一、五六二	一、一〇六	一、二九三	△一八七	九三七	一六九
兒乳	三六	二二	二〇	三八	三六	二	四七	△九
總計 男	五四、七七九	一〇、六四三	一〇、四五四	五四、九六八	五四、七七九	一八九	五四、四三五	五三三
總計 女	二、五〇五	九四五	九七五	二、四七五	二、五〇五	△三〇	二、五五〇	△七五
總計 計	五七、二八四	一一、五八八	一一、四二九	五七、四四三	五七、二八四	一五九	五六、九八五	四五八

備考　内朝鮮人受刑者男一五八刑事被告人男一人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國籍	受刑者 男	受刑者 女	刑事被告人 男	刑事被告人 女	計
支那	二七		九		三六
英吉利	一				一
北米合衆國	一				一
露西亞	一				一
獨逸國	二				二
洪牙利	一				一
瑞典	一				一
瑞西	一				一
埃及	一				一
計	三五		九		四四

大正四年七月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	兒	合計
	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計
東京	二八八 五三 二四一	一九 五六七	六五 一 六六	一 一	一、二六六
豐多摩	一、二二六 — 一、二二六	— — —	— — —	— — —	一、二二六
巢鴨	二、五二八 — 二、五二八	— — —	— — —	— — —	二、五二八
橫濱	一、九二 七四 一、二六九	六六 三 六九	一九 — 一九	— — —	一、六八一 七一 一、四五八
浦和	一、一六二 一〇 一、一七二	六五 二 六七	二一 — 二一	— — —	一、二三九 三二 一、二七一
前橋	九六六 三 九六九	五〇 一 五一	一〇 一 一一	— — —	一、〇二六 五 一、〇三一
千葉	八五五 二五 八八〇	四一 四 四五	一九 — 一九	— — —	九二五 二九 九四四
水戶	八五七 — 八五七	六〇 一 六一	二三 — 二三	— — —	九四〇 一 九四一
宇都宮	五八三 一四一 七二四	六四 — 六四	四 — 四	二 二 四	六八三 一四三 七六六
甲府	五八八 二五 六一三	四八 二 五〇	四三 — 四三	一 — 一	六八九 二八 七一七
長野	一、〇七五 四五 一、一二〇	一三 七 二〇	五二 二 五四	— — —	一、二九二 五四 一、三四六
小管	一、〇九五 — 一、〇九五	— — —	— — —	— — —	一、〇九五 — 一、〇九五
安濃津	六七 七四 一四一	一六 一七 三三	一一 — 一一	一 — 一	六八四 六九 七五三
名古屋	二、一九七 三九 二、二三六	一三 二 一五	一〇 — 一〇	— — —	二、二一四 五一 二、二六五
靜岡	八四六 二四 八七〇	六六 — 六六	一八 二 二〇	— — —	九三〇 二七 九五七
膽所	六九一 二八 七一九	二三 — 二三	五 — 五	— — —	七一九 二八 七四七
岐阜	六三七 一八 六五五	一三 一 一四	一六 — 一六	— — —	六六六 一九 六八五
新潟	八五四 二〇 九二四	七 二 九	一五 — 一五	— — —	九五四 二六 九八〇

金澤	九八七	一〇三一	四二	—	一八	二	—	一、〇九一
宮城	七六三 — 七六三	四四 二 四六	一三 一 一四	一七 一 一八	— — —	八三〇 七 八三七
福島	六九一 二 六九三	四九 三 五二	二八 一 二九	二九 一 三〇	— — —	七六八 六 七七四
盛岡	五〇一 一六 五一六	二九 一 三〇	一五 四 一九	三九 一 四〇	— — —	五四二 二一 五六三
青森	二九七 一三 三一〇	三〇 三 三三	一一 二 一三	一八 一 一九	— — —	三九一 一七 四〇八
山形	四〇一 二八 四二九	三〇 二 三二	一五 三 一八	一七 一 一八	一 — 一	四四七 一三 四六〇
秋田	五七七 — 五七七	三七 六 四三	一九 七 二六	二 — 二	六七三 二五 六九八
京都	一、四六六 一七 一、四八三	九七 四 一〇一	一八 — 一八	— — —	一、六八一 五五 一、七三六
大阪	三、三四五 二一 三、三六六	二八一 一六 二九七	五四 六 六〇	三 四 七	三、四七三 三七 三、五一〇
奈良	九四七 二 九四九	一七 一 一八	二一 六 二八	一 一 二	九八五 九 九九四
和歌山	八三三 七 八四〇	五五 六 六一	一九 一 二〇	— — —	八四四 五〇 八九四
神戶	一、九六六 二四 一、九九〇	一三四 一三 一四七	七五 七 八二	— — —	二、一七二 一四三 二、三一五
岡山	一、〇〇三 六四 一、〇六七	八四 一三 九七	一四 一 一五	一 — 一	一、一〇一 七八 一、一七九
廣島	一、一八〇 八六 一、二六六	八八 九 一九七	一五 一 一六	一 一 二	一、二九四 九九 一、三九三
山口	九四七 三二 九七九	五四 二 五六	二三 — 二三	一 — 一	一、〇二四 六一 一、〇八五
松江	一、一〇五 五七 一、一六二	八七 三 九〇	二三 一 二四	二 — 二	一、一二四 六二 一、一八六
德島	六五八 四八 七〇六	四四 四 四八	一一 二 一三	— — —	七一〇 五二 七六二
高松	八〇八 三七 八四五	七八 二 八〇	一六 二 一八	一 — 一	九〇三 四二 九四五
松山	八九四 五四 九四八	六九 一 七〇	一八 一 一九	一 — 一	九八一 五七 一、〇三八
高知	七六〇 四五 七九五	四四 二 四六	三六 三 三九	— — —	一、〇四四 八二 一、一二六
長崎	一、二〇七 八二 一、二八九	一八一 一〇 一九一	一六 — 一六	— — —	一、四〇四 九二 一、四九六
福岡	一、七三五 六二 一、七九六	一二八 二 一三〇	四二 — 四二	— — —	一、九一五 六三 一、九七八

大正四年七月末日現在受刑者刑名表

刑名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減（△ハ減） 前月比較	増減（△ハ減） 前年比較
無期	四四六	一七	四六三	四五九	四一二	五一	六九
十五年以上	九一八	四〇	九五八	九五八	八八九		
十五年未滿	二、〇九〇	四四	二、一三四	二、一五〇	二、三〇二	△一六	△一六八
十年以下	二、〇九四	二八七	二、一八一	二、一二七〇	二、一八九二	△一一	△六一八
五年以下	四、九四三	一、二九八	六、二四一	六、七三二	七、九〇〇	△一三	△一、一六八
三年以下	五、六八五	三〇三	五、九八八	五、九八一	五、九〇九	七	七九
二年以下	八、〇八七	四〇九	八、四九六	八、二八二	七、九六六	二一四	五三〇
一年以下	九、〇九〇	三八一	九、四七一	九、三一七	七、四八一	一五四	一九九〇
六月以下	四、九四三	二七三	五、二一六	五、〇九六	五、四〇九	△一二〇	一九三
三月以下	一、二九八	九八	一、三九六	一、四五五	一、八二六	△	四四〇
計	五〇、〇四二	二、〇九三	五二、一三五	五一、七一三	五一、九九六	四二一	六
無期	一〇九	一	一一〇	一一〇	一二四	△	△一四
十五年以上	一七〇	九〇	二六〇	二五四	九八	六	一二
十五年未滿	五〇、三二一	二、一八四	五二、五〇五	五二、〇六五	五二、一八四	四四〇	三二一
十年以下	一九、二七三	一、四三〇	二〇、七〇三	二〇、二四六	一九、八五二	四五七	八五一
五年以下	三一、〇四八	七五四	三一、八〇二	三一、八一九	三二、三三二	△一七	五三〇
三年以下	五〇、三二一	二、一八四	五二、五〇五	五二、〇六五	五二、一八四	四四〇	三二一

役	刑期	受刑者ノ累犯	初犯	計
三年以下	無期	計	五、六八五	五、六八五
二年以下	十五年以上	計	八、〇八七	八、〇八七
一年以下	十五年未滿	計	九、〇九〇	九、〇九〇
六月以下	十年以下	計	四、九四三	四、九四三
三月以下	五年以下	計	一、二九八	一、二九八
計	三年以下	計	五〇、〇四二	五〇、〇四二
禁錮	十五年以上	計	一〇九	一〇九
	十五年未滿	計	一七〇	一七〇
	十年以下	計	五〇、三二一	五〇、三二一
	五年以下	計	一九、二七三	一九、二七三
	三年以下	計	三一、〇四八	三一、〇四八
	二年以下	計	五〇、三二一	五〇、三二一
	一年以下	計	三〇三	三〇三
	六月以下	計	四〇九	四〇九
	三月以下	計	二、〇九三	二、〇九三
拘留刑		計	九〇	九〇
合計			五二、一八四	五二、一八四
			二〇、七〇三	二〇、四三〇
			三一、八〇二	七五四
			五二、一八四	二、一八四

役	刑期	受刑者ノ累犯	再犯	計
三年以下	無期	計	五、九八八	五、九八八
二年以下	十五年以上	計	八、四九六	八、四九六
一年以下	十五年未滿	計	九、四七一	九、四七一
六月以下	十年以下	計	五、二一六	五、二一六
三月以下	五年以下	計	一、三九六	一、三九六
計	三年以下	計	五二、一三五	五二、一三五
禁錮	十五年以上	計	一〇九	一〇九
	十五年未滿	計	一七〇	一七〇
	十年以下	計	五二、〇六五	五二、〇六五
	五年以下	計	二〇、七〇三	二〇、二四六
	三年以下	計	三一、八〇二	三一、八一九
	二年以下	計	五二、〇六五	五二、一八四
	一年以下	計	三〇三	三〇三
	六月以下	計	四〇九	四〇九
	三月以下	計	二、〇九三	二、〇九三
拘留刑		計	九〇	九〇
合計			五二、一八四	五二、一八四
			二〇、二四六	二〇、二四六
			三一、八一九	三一、八一九
			五二、一八四	五二、一八四

大正四年七月末日現在在監受刑者罪名表

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
竊盜	二六、五二〇	八六八	二七、三八八	二七、二三八	二六、五〇一	一五〇	八八七
強盜	二、九〇八	一四	二、九二二	二、九〇七	三、一一五	一五△	一九三
賭博及ヒ富籤	三、二七一	一二六	三、三九七	三、三五一	三、六四九	△一五四	△二五二
詐欺及ヒ恐喝	六、一三五	一四五	六、二八〇	六、一四二	六、二九二	一三八△	一一二
傾	二、二七七	四九	二、三二六	二、二七五	二、二二一	五一	一〇五
犯物ニ關ス	五六一	六〇七					
毀棄及ヒ隱匿		四六					
通貨偽造							
文書、有價證券偽造	五四	五四	一九八	四九	六一一	一九△	四
印章偽造	一九六	一	一九七	一九七	五二	五	二
偽證及ヒ誣告	三四	三	三四	二三四	二三四		
瀆職	三七	一	三八	四四	五五	一九△	三七
風俗姦淫及ヒ重婚	一〇一	二	一〇三	一〇二	九五	八	一
傷害	九五		九五	一〇七	五八	△	△
	三四四	一	三四五	三六九	四三八	一△	三七
	一、四四四	二四	一、四七九	一、四三六	一、三九八	四三	八一
	一、七〇六	一一七	一、八二三	一、七六五	一、五三一	五八	二九二
	二、一四二	一五九	二、三〇一	二、一七六	二、〇〇七	一二五	二九四
	四六、四七三	一、九〇八	四八、三八一	四八、一二四	四八、六四六	二五七△	二六五
	五〇、三二一	二、一八四	五二、五〇五	五二、〇六五	五二、一八四	四四〇	三二一

罪名	人	兒	胎	計	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
殺	二、三四三	二一一		二、五五四	二、五〇〇	五四△	一四八
遺棄及ヒ監禁	四五	一四三	一八八	一、八六六	一、八六六	三九	三九
墮胎	一三	三	一六	一二	一二	△	△
公務執行妨害	二五	八四	一〇九	九六	九一	四△	六
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四八	一	四九	五一	四八	二	一八
騷擾	三七		三七	三九	四二	△	△
放火	四九		四九	四〇	六七	五	五
住居ヲ侵ス	一、三七二	二八〇	一、六五二	一、六三二	一、八六九	九△	一八
略取及ヒ誘拐	一五四		一五四	一六二	一二〇	二〇△	二七
其他	一〇〇	七	一〇七	一〇五	一一五	八	三四
計	一八五	一七	二〇二	一九七	一八五	二△	八
陸海軍刑法	四九、六一三	二、〇九一	五一、七〇四	五一、三一〇	五一、六二一	五	一七
森林法	三九		三九	四四	五五	三九四	八三
徴兵令	二四二	一	二四三	二一二	二〇六	△五△	一六
郵便並電信法	二六		二六	一八	二一	三一	三七
其他	四五		四五	四七	四四	八	一
計	一八三	三	一八六	一七四	八六	△	五
警察犯處罰令	一六一	六七	二二八	二三九	二三三	一二△	一〇〇
違警縣令及ヒ警察令	二二	二二	三四	二二	一八	一一△	九五
則	七〇八	九三	八〇一	七五五	五六三	一三	一六
計	二、一八四	五二、五〇五		五二、〇六五	五二、一八四	四六	二三八
總計						四四〇	三二一

說林

○孔子教の感化　孔子の出現した當時、支那は文物隆盛の時代であつた。そして當時思想家と云はれる人々は多數であつたが、孔子ほどに人心を支配したものはない。かの老子は孔子の先輩であるし、又彼と並んで思想家として推稱された莊子もあるが、これは孔子より後輩である。しかもこの二者共に孔子の如く實際的でない。我國と儒教との交渉は如何と見るに、總ての方面にその流の奔跳したのを見ることが出來る。我國には古來神教あり、そこに一定の國民精神なるもの〻存在はあつた。けれども實際道德上のあらゆる思想は儒教によつて具象化されたと云へる。一步退いて考へても少くとも孔子の教によつて洗練され、そこに動す可からざる。基礎を築いたやうである。我國は欽明帝の御代佛教を受入れ、然して儒教と並び進んだが、佛教に於ては孔子の教を少くとも敵とする事は出來なかつた。その主義を排斥するは勿論、一言半句の疑難さへ加へず。反つて之に依賴し、之を利用せんと努力したのである。かくの如くにして我國に於ても二千有餘年間人心を支配して居る。然して政治外交道德經濟、ゆくとして可なさらるなき其實際的思想は、實に尊い教である、斯くて孔子教に對する信賴、孔子教に對する憧憬は、やがて一種の信仰となつたのである。（五五四）

かくの如き傾向、一種哲學的思想か信仰とさへに進んで、人心を支配し得たものは、かの歐米の偉大な哲學者、學者の說の間にもないのである。往古希臘にソクラテス、プラトンの如き大哲學者はあつたが、その思想は高遠で、政治倫理各方面に渉つて居つたが、その流布された範圍に當時にあつては希臘を出でず、しかもその武門の間にあつただけであるのみならずそれ實際的方面よりは寧ろ學問として經世家思索家の參考となつたにきぎぬ。羅馬の時代に至つて其思想の影響は多大であつて、世界の最も勢興せる國家として誇つたが、しかも道德上には幾多の寒心すべき事實を遺したのである。この事實を顧みて孔子教の支那に於ける過去の感化を思へば、如何にその思想の健全にして優れて居つたか〻分る、支那二千有餘年、人事の興廢たゞならず、亡びては起り、起つては亡び、幾多の國家的組織の變遷の眞中にあつても、その國民思想の根本基調に決して變ることなかつた。即ち孔子の教、儒教かその一貫せる大思想を以て終始して居たのである君臣上下を通じて歸一する處にその思想にあつたのである。かくて支那は、その一種共同的な思想に於て數千年を保つて今日に及んだのである。かくの如きは世界に珍しい、思想と云はなければならぬ。（末弘嚴雄氏談敎海一瀾）

○新に任せられんとする紐育の女判事　紐育市長ミッチエル氏は今回新たに婦人判事を任命せんとして居る、此選任に當つた婦人はクラリス、マーゴールス、バライト孃さいふ辯護士である、孃は當年取つて三十四歲漢國維納の生れて三歲の時父母と共に米國へ移住し生長の後紐育大學に於て法律を學び一九〇五年以來紐育に於て辯護士を開業して居たのである孃は社會改良事業に多年の經驗を有し、殊に不良少年の感化事業には一方ならぬ努力を示した、現に孃の計畫の下に紐育イースト、サイドには少年警察隊なるものか組織せられて一萬人の小兒か其名簿に登錄せられ盛に社會の爲めに活動して居るのである、孃は各國の語學に通じ且つ刑事學刑罰學殊に小兒心理學には最も深い智識を有してゐる、孃は曰く『今日の法律を變更することなくして婦人は能く少年少女の改善を爲らすことを得るには姜の多年懷抱する議論なり、不良少年は之れに服從を強いて決して遷善の實を望むべからず、彼等を善導せんと欲せば先つ惡しき本性に徐々の制限を加へ一方に於て盛に其善き本性を培養助長せしむることに勗めざるべからず、而して婦人は如何にして之を爲すべきかを了解するものなり、小兒には常に前一道の光明を與へ、其善き本性に萬事を訴へ、正邪の區別を明瞭に自覺せしむることに依りて初めて彼等自身の救濟に成功することを得るものなり』云々。孃は新任の上はブールクリン小兒裁判所に長として働くべしと。（法律新聞所載）

○辯護士岩崎幸次郎氏が「無罪となりし所感」中の一節　中略金の入監は今回初めであるから特に堀監獄の取締に付いて比較的にお話をすることは出來ぬが、自分が嘗て想像して居つた監獄署と云ふ物から考へて見ると、無論自由を拘束される處所であるから決して好ましい處では無いが併し乍ら健康を維持する上に於ての設備抔は遺憾なく出來て居るやうに感じた、尤も普通の犯罪人より選擧違反者は幾分優遇する傾きがあるやうにも聞いて居つた先つ監獄に入つて悔悟することか悟を開くとか云ふ事は個人々々に依つて異ならさるを得ない問題で到底一樣に往く譯のものではないか、全體としては人間として行くべき處所の中で最も忌むべき最も下等なる處所に入つたのであるから此の思ひをすれば、及び此忍耐をすれば人事の多くは成し遂け得られないものは無からうと云ふ考へを深ふしたのである云々（法律新聞より抄錄）。

○ヘーガル博士と其の人種改良論　ヘーガル博士の氣魄と熱心さは、遺傳論に於けるよりも、更に遺傳論を基礎とせる人種改良論に於て、一層其の度を高めたるの感あり。

人種改良論は遠く古代に胚胎し、希臘に於ては、プラトー、アリストートルの著書中にも、結婚の選擇、善種の保全等に論及する所あり、又古き歐洲の蒙昧時代に於ても、家畜の善種選擇の觀念より類推して、選擇結婚の利益を唱ふる者ありき。十九世紀に到り、新科學の勃興と共に生物學を基礎せる研究は、人類進化の上に試みられ、遺傳の法則明瞭せらるゝ結果、人種改良の意見も深き根底を茲に置くに到れり。即ち人種改良學（Eugenics）の主唱者フランシス、ゴールトンが進化論の泰斗たるチャールス、ダルウインと其の親父母を同うし、從兄ダルウインが世に公にせる一種の起

源」に刺戟せられて、眞摯なる研究を生物遺傳の上に試みたるが如き、如何に新學の遺傳と甚深なる關係あるかを知るに足る。而して種族衛生、人種改善の議論は、漸次識者の注目を惹き、文明國民の間に重要視せらるゝに到れり。

斯の間に處して、我がヘーガル博士は、自己の絶大なる婦人科學界に於ける位置よりして、自己の宗とせる生殖機能の區下に、人種改善て云ふ偉大なる抱負を解決せんと欲し、最も大膽直截なる意見を發表すると共に、已れ其の實行者たるべき準備と資格とを有せられたるは、博士が斯界に於ける精鋭に値すべしと云ふべし。

人種改良論の目的としては、青年男女を敎導して、其の結婚關係を結ぶに當り、今日より更に一層合理的なる選擇を加へしめ、以て人種を改善すると共に、國家をして腦力薄弱、體質不良なる者に對しては、繁殖の制限を加へしむるに在りて、博士の主張も根底を玆に置けり。

博士の所論は、醫學を中心として、一面刑事學に渉り、一面倫理學に接觸す、即ち人類の中に遺傳の關在するを認むる以上は、犯罪人其者が、樣に國家害毒を社會に及ぼすを研究すると共に、豫に進く遡先と關係を有し、又後代の子孫に影響を及ぼすかを研究せんと欲し、主として醫學に著意し、且つ廣く資料を世界に探るべく、緒方博士を介して、支那、朝鮮に於ける宮刑を調査し自己の發見せし「カストラチオン」に論及し、又米國に於ける心身低格者結婚禁止の强制的法律、濠洲亞非利加の土人間に於ける生殖細胞の智

趣除し、善良なる素質を保存すべき一種の選擇法となるべき點に於て、眞理の提唱を有することを證明し、更に實際問題に臨みて、犯罪者に對し刑罰を課すべき標準として見るべき犯人の自由意志と責任能力とに關し、精神病學者と司法官との論爭、即ち醫學と法律學との交涉點に論及し、歷史起るべき困難の場合を指摘し、完全に社會を保護するため、かゝる危險の人物を社會より排去すべき必要を主張せり。此の點に於て博士は、死刑廢止反對論者にして、死刑の施行は犯罪者それ自身を滅絕して、次代の子女が宿命的に不良の素質を遺傳せらるゝを防ぎ、同時に社會一般の人をして刑の恐るべく、罪の犯すべからざる所以を了解せしむべく勉めたり。此の如きは、刑事學の範圍に屬するが如きも、社會の不良分子淘汰の意味に於て、一種の人種改良論と見るべし。社會の一般薄弱者に對して如何なる處置を施すべきやの問題に就き、博士は人間の行程を定むべき二個の要素、即ち周圍及び遺傳的要素に立脚し、極めて穩健、着實なる意見を發表せり。

先づ第一に母體を保護して、傳染性の惡疾より遠ざからしめ、胚嬰の健康狀態を保持し、第二乳兒を保護して其の發育を佳良ならしむ。されども、猥りに國家の廢者、弱者を保護するに過ぎて、却て國家の中樞たる活力を阻害するの非を擊げ、ニーチエの言を引用せり。此の點は人道論者と自然論者と、各立脚地を異にして、相爭ふの觀あれども、事實は或る定點に於て、一致するものあるを信ず。第三留意すべきは、遺傳的素質なり。博士の研究は進みて古

來の偉人に及び、其の運命、特性、事業、殊に其の人の祖先を解剖して、外界の影響に由りしものと分てり。これに關して、博士は、メービウスの詳細なる研究を採用し、文豪ゲーテの詩的天才を母方の系統に歸し、更に舒洒癖及び精神的平衡の障碍を以て、同家系の振盪、及び落魄の原因と見做せり。

最に於て博士の意見は、一面祖先の系譜を調査すると共に、結婚の選擇に細心ならしめ、同時に諸種の精神病及び結核、淋病、黴毒等の病者に對する處置を促し、左の意見を提出せり。

一、遺傳的缺陷、即ち各代を通じて現はるゝ身體及び精神上の瑕疵を除去するため其瑕疵ある人が、かゝる瑕疵なき人に配し漸次劣等なる性質を驅逐すべく、系統交叉即ち交叉結婚を行ふこと。

二、肯天的結婚のため、正しき血統内に不良分子を混入し、次に同族結婚を反復するによりて、益〻其の害毒を逞うし、惹て種族の絕滅に至れる例を擧げて、血族結婚の非を警告す。

三、米國に於けるミシガン州、ニュー、ジャーシー州の例を引きて、結核、淋病、黴毒患者にして、不良の種子を傳殖すべき危險ある男女の結婚に對し、法律を以て禁止すること。

四、性的犯罪の累加せる常習犯罪者に對し、去勢術を行ふこと。

博士は國家最高の要素は、國民の數にあらずして、質の良否に在ることを高調し、猥りに出生率の增多のみを以て、一國民の能力を計るものを淺薄なる家兎的政策とし、適當せる生存淘汰の法のみ、

俗を研究して、自己の論議に資せり。緒方博士の手に成れる「支那及び韓國に行はれたる宮刑に就て」の論文は、ヘーガル博士の處に應じて起稿せられ、章を

一、宮の字義
二、宮刑の制定せられたる時代
三、宮刑を制定したる精神
四、宮刑を施すべき犯罪人
五、宮刑の沿革
六、宮刑を行ふ法
七、宮刑の生理上に及ぼす影響
八、宮刑の心理上に及ぼす影響
九、自宮
一〇、餘論

に分ち、附するに韓國に於ける去勢術の一章を以てせり。（緒方婦人科紀要六卷）

博士はレナンの「イスラエル」史を引用して、一血族は何處までも一致連結せるものにして、其の一個人の功罪、罪業は何れも血族全體の負ふ所となれるものなることを信ずるが故に、支那に於て一人の犯罪は、刑罰三族に及ぶことに對し、甚深なる注意を拂ひ、重罪犯人の眷族は、如何に潔白無垢なりと雖、之に連坐して處罰を受くるてふ支那の刑罰に大なる興味を感じ、斯の如き慣習は、一見野蠻なるが如きも、遺傳的不良の素質を有するものを社會より

克く國民の實質を改善し得べしとせり。

緒方博士は、此の意見を祖述して、最に新「マルヂス」論を公表し、結核患者等の妊娠に對する處置を講究し、母體を衰弱の危險より救ふと共に、不健全なる兒女の產出を防遏すべき意見を述べられたり。（緒方婦人科紀要第六卷）

ベーガル博士の意見は、突叉結婚、血族結婚の利害を絕對的に規定せず。餘りに體質、性格の隔絕せる突叉結婚の害を示し、且つ血族結婚も亦不良素質の共通なき範圍に於て無害を許され、要は善種の配合、不良の分子の排去を標準として、結婚を可否せり。

博士は皆んと時代を同うして世に現はれたる、伊太利の刑事人類學者ロンブロゾーに對し、屢〻其の所論を引用し、常習的犯罪者が一旦貧屋を出て、青天白日の境遇に復歸するや、直ちに他の婦人と結婚して、不良の種子を蕃殖することが、社會に大なる危險を來すべきを警告せるに同意せり。唯ロンブロゾーが、犯罪的素質の、祖先より子孫に傳ほるてふ所說に反對し、其の遺傳する所は、素質にあらずして、犯罪動機を構成すべき劣惡なる身心上の素因を始すものなりとの意見を有せられたり。

博士はニーチエの所謂將來の子孫が、不幸と不愉快との感に沈むことなからむ爲に、破滅に近き者はこれを亡ぼし、死に類するものは無益に其の生を守るよりも、寧ろ自然の命數に放過せしむべしとの言が、一見矯激に過ぐるが如きも、多くの眞理を其の中に含有せりとし、屢〻其の言を引證せり。博士が斯かる立言をなせるは、顧みて當時の獨逸國の情勢と、時代の逼迫とを忘るべからず。即ち博士の誕生せられたるは、大ナポレオンが鐵蹄獨逸を蹂躙せる時を距る尙遠からずして、獨逸は尙痛切に弱國の苦澁を嘗めつゝあり。日耳曼民族を中心とし、强大なる軍國的國家を現出し、いつかは歐洲の覇者たらんとする勇猛心は、擧國の人心を支配し、其の奮鬪努力は實に驚嘆に値すべきものあり。斯かる風雲急迫の時期に於て、優良なる國民を造出するの途は、唯善種を保持して、不良分子を變除するの外、方法あるなし。博士が斯かる雰圍氣の中に生れ、卓絕せる刀圭上の手腕を以て、種族改善の方法に熱中せられたるは、偏に獨逸新興時代の產兒にして、同時に又時勢の善導者たるを想見せずんばあらざるなり。

博士が社會の不健全なる素質を剔絕するに、侵治的の法策を主張せらるゝに對し、はしなく思ひ及ばれ、支那の韓非子其の人の論鋒なりとす。彼は孔孟の仁義を主張し、德を以て一國風化の根本とするを難じ、斯の如きは畢竟單純なる原始時代に在りてのみ行はるべく、進みて社會組織の複雜に赴くや、到底無形の德化を以て國內の秩序を維持する能はずとし、必ず刑罰を以て人心を外より正すべく、法術の必要を述べて曰く

釋法術心治。奚不能正一國。去規矩忘意度。奚仲不能成一輪。棄尺寸而差長短。王爾不能半中。（韓非子用人篇）

博士が重罪犯人に臨むや、峻嚴なる態度を持し。惡人根絕のため、死刑の存置を必要とし、又米國に於ける精神病者、白痴、癲癇及び

痲病患者の結婚禁止及び之が所犯者に對する嚴重なる制裁が、未だ自國獨逸に行はれずして、遙か幾千里の海水を隔つる、太西洋の彼岸米國に完備せる制度の存在するに對し、羨望の意を洩らせるが如き、又自然的撰擇なるものが、世人の希望せるが如きものにあらずして、撰擇の作用甚だ微々たるを以て、運命は自己の手に收め、積極的手段を以て之を開拓するの要を絕叫せるが如き、如何に身心に於ける遺傳的缺陷が、人生を蠹毒するの甚しきを恐れられたるかを知るに足らん。今や獨逸に於ては、人種衛生は、生物學上より、最も眞摯なる研究を試みられ、之に關する諸種の協會あり。英、米、瑞、伊、佛の諸國に於ても、一流の學者は、此の研究に努力し、詳細なる戶口調査、家系調査等を試み學理の研究と共に、其の運動は漸次世界的たらんとするの傾向を來せり。博士の志や茲に一半を酬ひられたりと云ふべく、八十年の生涯に亙れる不斷の努力に對し、滿腔の敬意を捧ぐ。（高見健一逸人性所載）

○幼年犯人の心理に就て

犯罪心理の研究は、刑事政策上最も重要の一科なり、且身心の發育未熟なる幼年者の犯罪心理に關しては、特に忽諸に附すべからざるものあるを以て、本論は吾人に裨益する所蓋鮮少に非ざるべく、氏は先づ、心理的發育と生理的發育の基礎の上に立たざるべからざるを論じ、生理的未熟なる幼年者は、何程經驗智識を得るに適當なる機會を有するも、直ちに成年者に於けるが如き心理的聰明を來すことを得るものに非ず、從つて身體のみならず精神も未熟なるものとして取扱はざるべからず。倘幼年者の中にも、其身體の發育の異るが如く、智識の發達も異るものなり、然れども身體の發育は、明に成年に達すれば、最早發達せず停止し衰頽するものなれども、智能の發育は、其後尙久しく進歩發達することを得るものなり、故に倫理道德及法律等に於て定むる責任年齡の規準は實に此の身體の發育の程度たる成年年齡により定めざるべからずと、而して我刑法は、刑事責任年齡を滿十四歲と定め、十四歲未滿の幼年者は、其罪を論せず、十四歲になりたるものは、成年者と同じく刑罰に處せらるゝものと規定したるは、均子定規の甚しきものにして、今日發達せる刑事心理學上より見るときは、甚しき惡法にして其所以を解するに苦しむと難し、此點に關する舊刑法の規定は、人間の智能の發達と乖離せしめざらむことに苦心したるものにして、即ち舊刑法第七十九條に罪を犯すとき十二歲に滿たざる者は其罪を論ぜず、又十二歲十六歲に滿たざるもの其所爲是非を辨別したるとき否とを審案し、辨別無くして犯したるときは、其罪を論ぜず、又罪を犯す時滿十六歲に滿ざる者は其罪を宥恕して本刑に一等を減ずと規定したり、斯の如き規定は歐洲各國にも其例を見る處にして、新刑法が機械的に一刀兩斷之を定めたるは、其餘り大膽に驚かざるを得ず、と是等のこまな規定するには、幼年者の教育程度及一般的智德に關する實地に付き、甚大の注意を拂はざるべからず、而して我國に於て、滿十四歲と云へば漸く國民教育を終りたるのみなり。

法が犯罪人を處罰するは、一定の所爲が惡しき所爲なることを知り

又は知り得べくして犯したることを要するほど勿論にして、換言すれば法は故意又は過失の行爲を處罰するものなり、彼のリスト一派の觀念論者の、人が自己の行爲の惡性たることを知るを要せず、其行爲に付き、觀念認識を有することを以て充分なりと云ふが如きは、誤りにして爭議論を貫徹するときは、何故に犯人を處罰する爲め、行爲に對する認識を要するか、犯人の行爲が危險なりとの故を以てすれば、猛獸狂人の行爲も亦社會に危險なるは云ふを俟たず、果して然らば、是等總べての罰せざるべからざるの結論に到達す、然るに刑法は狂人幼穉者の行爲は之を處罰せず、是に依て見るも、刑法の意思に關する要求は、決して觀念論者の議論の如きものにあらずして、害意、即ち人を害する意思に基く行爲を罰するものなり、害意とは惡事たることを知りて爲さんとする意思にして、即ち社會の善良の風俗に背きたる行爲たることを知りて爲すことを害意ある行爲と云ふ、上述の如く、刑法處罰の要件として、犯人が如何なる行爲が社會の善良なる風俗に反する行爲なるやを知り得る能力を具備せざるべからず、然るに幼年者には其身體の發育甚だ不完全なるのみならず、經驗に乏しきが故に、公序良俗を了解することも困難なり、從つて自己の行爲に付き認識ありとするも、未だ刑法に於て處罰せらるべき害意あらず、と斷じ、進化論又は發生學の示す處により、幼年者の發達の順路を見るに、最初五六歲の頃より強奪毆打復仇等至極素直に行はれ居ることは、吾人日常家庭に於て見る處にして、漸次成長するに從ひ、諸般の習俗を覺え所謂「大人らしく」なるものなり。如此兒童の心理的開發は、漸次進歩するものにして、各人家庭鄕黨の事情により大に遲速を異にす、貧者家族一同一室に共棲するものは、日夜父母の間に行はるゝ諸行を目擊し、其社會的意義の何事なるを了解せず、猥に之に慣れ、毆打姦淫誹毀の惡事たることを知らざるもの多く、殊に淫慾の如きは、十四歲前後の開發期に達するものなるが故に、かゝる家庭にあつては、惡事たることを知らず、將來猥褻卑劣として處罰せらるゝ事あるも、其故を解することを能はざるものあり、之終に至り、兒は此種の幼年犯人に對しては、先づ倫理道德の教育を施し、其行爲の惡事たることを知得せしむるを要す、然らずんば刑罰を加ふるも、害あつて益なし、吾人は十四歲以下の年少者を刑法が全然不問に附するを贊成せざると共に、十四歲以上の幼年犯人に對して、全然成年者と同一責任を負擔せしむるの亂暴に驚く、殊に是等の犯人に就ては能く犯人の心理狀態を考慮し、刑の量定又は執行猶豫を善用し且つ一般社會の人も、幼年犯人の發生を未然に防ぐが爲め、其德育に注意すべしと結びたり。幼年犯人の增加甚しき現今に於ては吾人の看過すべからざる所なり。（法學士岩井尊文述京都法學會雜誌抄錄）

雜纂

平塚會計檢查官の演說を讀む（一）

典獄　某

曩に行政整理の大斷行に際し、典獄會議場に於ける、當局大臣以下の訓示演說は、何れも皆警醒的に積年の墮弊を指摘し、之が釐革矯正に向て急聲疾呼せられざるはなかつた、殊に谷田局長の演說と、平塚檢查官の其れとは、精敏なる眼識と卓拔なる思想とを以て、舊來の蒙を啓き昧を訓ゆるに於て、實に劃切を極むるものであつた、余は前に局長の分に對しては所感を記して再考する所があつたが、今又た檢查官の分に對しても、同じく今一たび諸君と共に一考する所ありたいのである蓋し諸葛孔明の出師の表を讀みて、泣かざる者は忠臣に非ずと云ふが、余は彼の局長の演說を聽いて、振はざる者は二十世紀の司獄官に非ずと云ひたいが、今又たこの檢查官の演說を聽いて、豁然として悟らざる者は二十世紀の會計經理官としては、能力なき者と云ひたいからである、

多年間長夜の眠りを恣まゝにし、金科玉條と夢み居りたる我等の信條も、何時しか時代と云へる運命に見舞はれて、東天紅の鷄鳴に呼び醒まされ、頭首を擡げて光眩き朝暾に邊りを眺めては、何人か生々たる萬象の鮮かなるに驚かざる者があろうか、今御互の身邊も一たび拘子定規なる舊慣的思想より醒め來りて見る時は、稍や之に彷彿たるものなきを得るであろうか、余は虛心坦懷に顧みて少くも我々も舊來の誤解より免かれねばならぬ、時代が來たと信する者の一人である、

兎にも角にも檢查官の說かゝゝ所に、我々は嚴密なる注意を拂ひ、大に反省する所あると共に、斷々乎として幼稚なる愚蒙の見を捨てねばなるまい、爾うして舊來の頑迷の桎梏より解放されねば

ならぬ、然るに尙ほ一事の注意すべきことは、斯かる說を聽いても吾一人のみは決して舊來の何物にも囚はれていない、宣しく他の人々は之に由て大に鑑みるべきである抔と、高く留りて獨り偉がり者にならざることである、世間には往々にして斯かる人物のないではないものであるが、是等は恰かも自分の面上に恐ろしく泥土の塗られあるに氣付かずして、而かも他人の面上に一點の塵あるを指笑するやうなもので、其愚や實に及ぶべからずである、

其處で檢査官は先づ我監獄會計事務に就きて、大體上より觀察されて茲に六ヶ條の缺點を指摘せられた、斯くて之に就き諄々說示せらるゝ所に依て見れば、六ヶ條の欠點とは云ふものの其分量から申せば中々以て大したものであつて、僅々六ヶ條の事かと見くびる譯のものではない、我々は須らく尊重の態度を以て、この所說に傾聽する所があらねばなるまい、

要は御互の心の戸を如何に開き、又た如何に受け入れるかにある譯だが、若しも頑迷不靈にして御互が此際に十分に思ひ切て、心の戸を開くことをせなんだならば、折角の對症の良藥も何の役にも立たない次第、凡そ何が詰らないと云ふても、是程詰らない話はないでないか、いざ是より其六ヶ條に就き、逐次所感を附して輒味熟考することと致さんも、今は先づ唯だ序文として筆を茲に止めて置きたい、切に願ふ所は次號よりこの警鐘的にして徹底せる檢査官の所說に親まれんことである、

監獄溫度表

大正四年自七月十六日至八月十五日

第一監房

	晝間最高溫度	晝間平均溫度	夜間最低溫度	夜間平均溫度
福島	九〇、〇	八四、〇	六九、〇	七四、〇
若松	八九、〇	八五、二		
白河	九七、〇	八七、二	六三、〇	七二、〇
平	九一、〇	八二、五	七〇、〇	七四、四
宮城	八七、〇	八〇、〇	六九、〇	七六、〇
仙臺	二〇〇、〇	八八、〇	六七、〇	七二、〇
盛岡	九六、〇	八六、〇	六九、〇	七七、〇
一ノ關	九六、〇	八六、〇	七〇、〇	七五、〇
森	八五、〇	七八、五	六八、〇	七四、三
青	八二、七	六四、〇	七二、〇	
弘前	八九、〇	八五、〇	七四、〇	七七、〇
秋田	八八、〇	八一、〇	五八、〇	七〇、〇
米澤	八八、〇	八四、〇	七三、〇	七五、〇
鶴岡	九〇、〇	八五、〇	七四、〇	七九、〇
酒田	九一、〇	八五、〇	七四、〇	七九、〇
大曲	九六、〇	八八、〇	八一、〇	九〇、〇
大館	九二、〇	八五、〇	七六、〇	八〇、〇

監獄病院

	晝間最高溫度	晝間平均溫度	夜間最低溫度	夜間平均溫度
福島	九六、〇	九五、三	六八、〇	七三、一
若松	八九、〇	八七、二		
白河	九七、〇	八七、二	六三、〇	七二、〇
平	九〇、〇	八二、四	七二、〇	七四、二
宮城	八三、〇	八一、〇	六六、〇	七九、〇
仙臺	九八、〇	八六、〇	七五、〇	九六、〇
盛岡	九一、〇	八八、〇	七四、〇	九二、〇
一ノ關	八五、〇	七九、〇	六八、〇	七三、二
森	八二、〇	八〇、〇	七一、〇	七七、〇
青	八六、〇	八三、〇	七七、〇	八二、〇
弘前	八八、〇	八二、〇	七七、〇	八三、〇
秋田	九〇、〇	八六、〇	七五、〇	七七、〇
米澤	九五、〇	九一、〇	七四、〇	七七、〇
鶴岡	九五、〇	九一、〇	七四、〇	七七、〇
酒田	九五、〇	九一、〇	七四、〇	七七、〇
大曲	九六、〇	九一、〇	七四、〇	七七、〇
大館	九二、〇	八八、〇	七四、〇	七七、〇

工場

	晝間最高溫度	晝間平均溫度	夜間最低溫度	夜間平均溫度
福島	九三、〇	八九、二		
若松	九八、〇	八七、五	六三、〇	七二、〇
白河	九六、〇	八四、二	七二、〇	七六、〇
平	八九、〇	八三、〇	六六、〇	七六、〇
宮城	九七、〇	八九、〇	七二、〇	七六、〇
仙臺	九四、〇	八八、〇	七二、〇	七六、〇
盛岡	九二、〇	八九、〇	七二、〇	七六、〇
一ノ關	八八、〇	八四、〇	七二、〇	七六、〇
森	八三、〇	七七、〇	七二、〇	七六、〇
青	八六、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇
弘前	八七、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇
秋田	八七、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇
米澤	八七、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇
鶴岡	八七、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇
酒田	八七、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇
大曲	八七、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇
大館	八七、〇	八二、〇	七二、〇	七六、〇

監獄協會

	晝間最高溫度	晝間平均溫度	夜間最低溫度	夜間平均溫度
福島	九七、〇	九一、七	六〇、〇	六四、〇
若松	八八、〇	八三、〇	六八、〇	七五、〇
白河	九四、〇	八四、〇	五七、〇	六八、〇
平	九二、〇	八四、〇	七三、〇	七七、〇
宮城	九四、〇	八七、〇	六七、〇	七八、〇
仙臺	九六、〇	八九、〇	七四、〇	七八、〇
盛岡	九四、〇	八七、〇	六九、〇	七四、〇
一ノ關	九二、〇	八六、〇	八〇、〇	八〇、〇
森	八六、〇	八四、〇	六七、〇	七八、〇
青	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇
弘前	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇
秋田	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇
米澤	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇
鶴岡	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇
酒田	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇
大曲	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇
大館	八七、〇	八四、〇	六九、〇	七八、〇

第一區

| | | |

| 第三區 | | |

	唐津	九六、〇	八九、〇	七六、〇	八一、〇	九三、〇	八六、〇	七二、〇	七七、〇	九六、〇	八八、〇	—	—
	熊本	九七、〇	九四、〇	八九、〇	九二、〇	九八、〇	九三、〇	八八、〇	九〇、〇	九六、〇	九二、〇	八六、〇	八九、〇
	宮崎	九二、〇	八六、〇	七二、〇	七九、〇	九一、〇	八九、〇	七〇、〇	八七、五	九一、〇	八五、〇	—	—
	延岡	九二、〇	八五、〇	七四、〇	七七、〇	九〇、〇	八三、〇	七二、〇	七五、〇	九五、〇	八七、〇	—	—
	鹿兒島	九三、〇	九〇、〇	七七、〇	七九、〇	九六、〇	九二、〇	七六、〇	七八、五	九七、〇	九三、〇	七八、〇	七九、〇
	沖繩	九二、〇	八八、〇	八〇、〇	八四、〇	九二、〇	八八、〇	八一、〇	八五、〇	九二、〇	八八、〇	八一、〇	八五、〇
	平均	九五、〇	八八、五	七六、三	八〇、二	九四、四	八八、五	七五、八	七九、八	九五、九	八九、九	七四、七	七八、五
	總平均	九三、五	八七、〇	七三、〇	七八、二	九三、一	八七、〇	七二、八	七七、六	九四、〇	八七、六	七一、六	七六、七

一　本年は例年より暑氣の强きを感じたるに由り各監の回報を煩はして本表を製作せしも前年に此等の表なき爲め比較する能はざるは遺憾なり

一　本表中に記載せざる箇所あるは期日までに回報なきもの等にして又一部分の記載に止まるものは其一部分のみ回報ありたるに由る

一　各監驗温器の掛ケ所に由り大に差違を生ずるを以て直ちに本表にて甲乙の温度を比較すべからざるも亦其大體を知るに足らん

一　全國を四區に分ち各區の温度は各監八枚宛の寒暖計（在監人被服臥具設備程度の區分に由る）に別ちたるは參照に便する爲めにして又每區末に平均度數を掲げ最終に總平均度數を掲げたり

一　各區竝全國各監中第一高度及び第二高度のものを摘出するは左表の如し

各區竝全國各監中第一第二高度表　大正四年自七月十六日至八月十五日

		監房				病舍				工場			
		最高温度		平均温度		最高温度		平均温度		最高温度		平均温度	
		監名	温度	監名	温度	監名	温度	監名	温度	監名	温度	監名	温度
第一區	第一高度	伸童	一〇〇、〇	上田	九三、〇	米澤	一〇一、〇	福島	九五、三	白河	九八、〇	松本	九〇、〇
	第二高度	白河	九七、〇	飯田	八九、八	盛岡	九八、〇	上田	九二、七	弘前	九七、〇	若松	八九、二
第二區	第一高度	新潟	一〇三、〇	京都 福井	九三、〇	京都	九九、〇	京都	九五、〇	驛所	九九、〇	上浦 驛所	九三、〇
	第二高度	京都	九九、〇	岐阜	九二、六	岐阜	九八、六	岐阜 富山	九二、六	新潟 川越	九八、六	岐阜	九二、六
第三區	第一高度	廣島	九九、五	岩國	九四、〇	廣島	九九、〇	岩國 山口	九二、〇	廣島 堺	九八、〇	岡崎	九一、五
	第二高度	岡山	九八、一	洲本	九二、二	堀川 濱松	九八、〇	大阪	九一、〇	濱松 岡崎	九七、〇	宇治山田	九一、四
第四區	第一高度	宇和島	一〇〇、〇	熊本	九四、〇	宇和島 徳島	一〇〇、〇	熊本	九三、〇	高知	一〇〇、〇	高知	九七、二
	第二高度	丸龜 松山	九九、〇	長崎	九三、〇	丸龜 松山 熊本	九八、〇	宇和島	九二、二	片淵	九八、五	鹿兒島	九三、〇
全國	第一高度	新潟	一〇三、〇	岩國 熊本 上田	九四、〇	米澤	一〇一、〇	福島	九五、三	高知	一一〇、〇	高知	九七、二
	第二高度	他全 宇和島	一〇〇、〇	京都 福井 長崎	九三、〇	宇和島	一〇〇、〇	京都	九五、〇	驛所 新潟 川越	九九、〇	上浦 驛所 鹿兒島	九三、〇

一　網走と沖繩とは南北兩端に位置し緯線約十八度を隔つるに最高温度の差比較的少きは奇と云ふべし對照表を左に掲ぐ

網走沖繩温度對照表　大正四年自七月十六日至八月十五日

監名	普通監房				病監				工場			
	晝間		夜間		晝間		夜間		晝間		夜間	
	最高溫度	平均溫度	最高溫度	平均溫度	最高溫度	平均溫度	最高溫度	平均溫度	最高溫度	平均溫度	最高溫度	平均溫度
網走	九〇、〇	七七、七	五七、〇	七〇、九	八五、〇	七四、一	五八、〇	六七、六	八七、〇	七四、七	五一、〇	六二、七
沖繩	九二、〇	八八、〇	八〇、〇	八四、〇	九二、〇	八八、〇	八一、〇	八五、〇	九二、〇	八八、〇	八一、〇	八五、〇

一　健康者を拘禁する普通の監房よりは患者を收容する病監の方暑氣の强からざるを望むは勿論なるも構造設備等の都合に由るにや却て病監の方高度のもの少からず左に其著しきものを揭ぐ

監名	普通監房		病監		監
	最高溫度	平均溫度	最高溫度	平均溫度	最高溫度	平均溫度
福島	九〇、〇	八四、〇	九六、〇	九五、三	
鶴岡	九〇、〇	八四、〇	九五、〇	九一、〇	
米澤	八八、〇	八一、〇	一〇一、〇	八八、〇	
松本	九一、〇	八四、〇	九六、〇	九〇、〇	
金澤	八八、〇	八四、四	九七、〇	九一、六	

一　普通の監房を病監に代用せるものは格別なるも獨立せる病監なるに別に驗溫器を備付せざる向あるが如し殊に本年の如き强度の暑氣に於ては之を備付するの必要なきや

一　本年强暑の爲め各監に於て衛生上施行せし事項及び罹病人員を左に揭ぐ但し施行事項中には從來實施せしものもあり

第一　飮食物

一　午前午後各一回梅酢を混じたる白湯を二合づゝ給與す

一　朝夕水浴せしむ

一　婦人の頭髮は每日曜に洗はしむ

第三　一般衛生

一　水質檢査を施行す

一　臨時健康診斷を施行す

一　監房工場及便所にデシンフエクトールを撒布す

一　同上アルボースを撒布す

一　工場障子は紙貼りを廢贅に換ふ

一　監房窓障子は從來蚊帳の切れにて張りたりしが之を極細の金網に張り換へしに空氣の流通宜く大に苦熱を減せり

一　各雜居房に澁團扇一本を貸與す

一　個人保健上監獄醫をして衛生講話を爲さしむ

一　上圊の後一摘みの石灰を糞便上に撒布せしむ

一　作業衣は罷役後工場の衣紋竹に干さしむ

一　飮湯に適度の稀鹽酸を混入す

一　魚類は專ら縮を給與し漬物は澤庵に代へて梅干を給與す

一　午前午後各一回麥湯を給與す

一　工場外の就業者には麥湯四合と梅干一個とを給與す

一　同上麥湯を每日六合給與す

一　冷水摩擦の際鹽嗽を爲さしめ水を飮むの恐れあればなり

一　食菜中に汗油を增給し又は豚脂を給與す夜盲症豫防の爲めなり

一　食菜は成るへく脂肪の少きものを擇みて給與す消化の惡しきを避くる爲めなり

備考　右二項は其目的の異る爲め正反對の方針を取れり亦止むを得さるか

第二　湯沐

一　入浴每に曹達水を以て頭髮顏面を洗はしむ

一　就業者は總て隔日に入浴せしむ

一　監房にて汗拭の爲め各自に手拭を貸與し一週一回洗濯せしむ

一　就寢時腹卷を貸與す

第四　罹病者

一　七月十六日より八月十五日まで腸加答兒症に罹りしもの百十三人あり尤も昨年の同期の同患者に比すれば少き方なりと云ふ然らば同監には年々夏期に此種の患者を頻發するならんか（十勝）

一　日射病一人あり（名古屋）

一　日射病二人あり尤も前年より少し（安濃津）

一　汗疹及下痢患者增加せり（岡山）

一　下痢患者延人員二百五十九人（岐阜）

一　現在患者五十六人中胃加答兒二十三人腸加答兒十五人あり（福井）

一　腸加答兒患者四人あり（富山）

一　六月上旬より男受刑者五人請神病に罹り其中二十五歲未滿のものを多しとす强暑の爲めならんか（松山）

一　腸加答兒患者三十一人あり（高知）

一　下痢患者五十九人脚氣患者十八人あり何れも輕症（小倉）

一　午前九時より十時までの體操中腦貧血卒倒者一人あり（唐津）

一　頭重眩暈を訴ふるものあり（横濱）

一　脚氣患者五人あり腸炎患者五十六人あり尤も後者は前一ヶ月の同患者に比して六人を增加せるのみ（千葉）

一　下痢、マラリヤ、脚氣患者少數あり（彦根）

寄書

女性犯罪（承第二十八卷第八號）

日本犯罪學會員　澤田順次郎

是れに由りて之れを觀れば、月經閉止期に於ける犯罪數は、他の年齡に於ける平均數よりも、約百分の五〇多きを知るなり。又、伊太利の統計にては、これより較々少なけれども、尙百分の三五多しといふ。

さて月經閉止期に於ける、犯罪の主なるものは、何なるかといふに、侮辱罪を最も多しとす。こは精神病學上謂ふところの、刺戟性亢進に基づくものにして、特殊の關係あり。

獨逸に於いて一千八百八十二年より、同九十一年に至る十年間に、女性の犯せる侮辱罪の、百分比例を示せば、次ぎの如くなり。

年齡	百分比例
十二歲乃至十八歲	〇・七〇
十八歲乃至二十一歲	二・七三
二十一歲乃至二十五歲	五・〇三
二十五歲乃至三十歲	七・六〇
三十歲乃至四十歲	一〇・七〇
四十歲乃至五十歲	一一・三〇
五十歲乃至六十歲	七・八七
六十歲乃至七十歲	三・七四
七十歲以上	一・四九

即ほち月經閉止期に於いては、他年齡に於ける平均數よりも、約百分の六七多きなり。

尙、注意すべきことは、月經閉止期に於ける、妄想の將來これなり。妄想は犯罪の原因にして、其の結果僞證罪を、構成すること多し。今之れを獨逸に於ける、一千八百八十六年より、同九十五年に至る十年間、女子僞證罪の百分比例に見るときは、次ぎの如くなり。

年齡	百分比例
十二歲乃至十五歲	○・○○
十五歲乃至十八歲	○・○九
十八歲乃至二十一歲	○・二○
二十一歲乃至二十五歲	○・二○
二十五歲乃至三十歲	○・二○
三十歲乃至四十歲	○・二○
四十歲乃至五十歲	○・三○
五十歲乃至六十歲	○・二○
六十歲乃至七十歲	○・一○
七十歲以上	○・○六

これ亦、月經閉止期に於いて、最も多きを見る。

右の外、月經閉止期に於いては、次ぎに示す三事情の爲めに、竊盜罪の來たること多し。即はち

一　自制力の缺乏
二　頑固
三　貪慾

とにして、最後のものには、經濟的關係も加はつて、一層重要なる原因を爲すものとす。レグラン氏は五十六人の萬引婦人に就きて、其の十人は月經閉止期にありしことを發見せり。

第六　女子の疾患と犯罪

茲に謂はゆる疾患とは、精神病の謂ひにあらずして、生殖器の異常、疾病若しくは外科手術等より、來たるものをいふ。これ生理的とは異なりて、全く器質的疾患より來たるものなれども、生殖機能を障害するに由り、其の影響が、精神界に及びたるものと知るべし。

女子の生殖器病は、種々ありて一々枚擧に遑あらざれども、之れを分類して示せば、大要次ぎの如くなり。

甲　外陰部に屬するもの

一　陰唇肥大
二　陰唇ヘルニア
三　陰唇萎縮
四　陰門瘙痒症

五　陰門炎
六　陰核肥大
七　處女膜肥厚
八　腟孔閉鎖
九　腟瘻

乙　子宮に屬するもの

一　子宮の矮小
二　子宮外膜炎
三　子宮内膜炎

丙　喇叭管及び卵巢に屬するもの

一　喇叭管炎
二　卵巢炎
三　卵巢囊腫

右の諸疾患は、先天性なることあり。或ひは後天性なることあり。後天性なるときは、外科手術に依りて、治癒することを得る代りに、屢〻精神に障礙を來たして、精神病となり、或ひは犯罪者となることあり。例へば卵巢抉出術の如きこれなり。

卵巢抉出術とは、癩疾其の他の疾患の爲めに、卵巢を抉出するものにして、此の手術は、他の諸臟器の疾患及び外科手術よりも、比較的、精神障礙に罹り易きは、醫學上判明せられたるところなり。

クレペリン氏は、女性犯罪者の多數は、其の生殖器に疾患あるものなることを言ひ、エリス氏も同樣の說を唱へたり。ワインベルヒ氏の報告に、次ぎの如き例あり。

三十歲の未婚婦人あり。竊盜累犯者として處刑せられしが、其の既往に於ける生活狀態には、二期の著しく異なれるものあるを見たり。其の第一期は、二十四歲までにして、此の期間に於いては、彼の女は全く品行方正、且つ勤勉にして、尊敬すべき性格を備へしが、第二期に入りてより、其の性格急變して、屢〻淫賣の爲めに處刑を受け、遂に竊盜を爲すに至れり。

今、其の原因及び動機に就き、考究するに、彼の女の自白に依れば、妾は如何なる理由をもつて斯くの如き犯罪行爲を敢てせしやを識らず。唯だ彼の女は、先きに卵巢の外科手術を受け、犯罪行爲は、全く其の後ちに於いて、始まりしことを覺ゆと。此の實例は法醫學上、大に注意すべきものなりとす。

第七　女性犯罪の豫防及び其の救濟法

女子の犯罪に、比較的累犯の多きことは、事實なり。女子は一たび罪を犯して、處刑せらるゝときは、再犯となり、三犯となり、遂には幾回處刑せらるゝとも、悔悟することなきに至る者多し。嘗つて或る密賣淫婦にして、前科四十八犯なるものありし。これ必らずしも稀有とはなさゞるなり。

女子の累犯には、如何なる種のもの多きか。最近の統計に依りて見れば、次ぎの如くなり。

三犯の者

罪名	犯罪者數
賭博及び富籤に關する罪	一一三
竊盜の罪	八八
詐欺及び恐喝の罪	一二
橫領の罪	一一
墮胎の罪	八
贓物に關する罪	七
放火の罪	三
公務の執行を妨害する罪	一
文書僞造の罪	一
傷害の罪	一
毀棄及び隱匿の罪	一
合計	二四六

五犯以上の者

罪名	犯罪者數
竊盜の罪	九二
賭博及び富籤に關する罪	四〇
詐欺及び恐喝の罪	一〇

墮胎の罪	四
橫領の罪	三
贓物に關する罪	三
傷害の罪	二
合計	一五四

十犯以上の者

罪名	犯罪者數
竊盜の罪	二〇
詐欺の罪	四
賭博及び富籤に關する罪	一
墮胎の罪	一
合計	二六

之れを男子の累犯者數に比すれば、少なきこと勿論なれども、割合に於いては、決して少なしと謂ふこと能はざるなり。

斯くの如く、女子に累犯の多き原因に就き、吾人の研究するところに依れば、概ね三原因となすことを得べし。即はち

一　世間より見離さるゝこと

二　羞恥心の消滅すること

三　刑に慣るゝこと

にして要は自暴自棄となるにあり。左に之れが解說を試むべし。

一、女子が一たび罪を犯して、處刑せらるゝときは、世人は唾棄して、全く之れを相手にせざる樣になるなり。これ獨り女子に限らず、男子に於いても同樣なれども、社會の常として男子を慰め又男の相談相手として、連れ添はんとする女子に、此の批難起こるときは、男の輕侮を招ぐこと大なるだけ、之れに對する同情の消滅することも、隨つて大なり。

是れが爲めに其の女性犯罪者が、若しも人の妻なるときは、其の夫より離別せられ、學生なるときは、學籍より除かれ、雇人なるときは、主人より追ひ出され、處女なるときは、決して良緣を求むること能はざるに至るべし。

右の如き事情なるが故に、正業に就きて、生活することも、將た又温かき家庭を保つことも、困難となる結果、子然孤立の位地に立たざるべからざる境遇に立ち至るべし。

此の時に當たり、世を怨み、身を怨むとも甲斐なく、轉た人生の寂寞を感ずるに至ると共に、友を求むるの念急にして、嘗つては同一の獄裡に、親しくせし者を尋ねて、之れと交はり、謂はゆる同氣相求め、同病相憐れむことになるなり。

斯くの如くして集まりたる彼れ等は、互に相助け、相救ひて、益〻墮落するに從ひ、愈〻反社會的思想を高め、遂には竊盜をもつて、自己の職業の如くに思ふ樣になるなり。財產犯罪の男子よりも、女子の方に比較的多くあるは、之れが爲めにして、甚はだしきは七犯、八犯を累ぬるに至る者あり。

二　女子は再度以上、刑に處せらるゝときは、廉耻心即ち面目、體裁を耻ぢるといふ羞耻の情は、全く消滅して、謂はゆる無耻の徒となるなり。女性より羞耻心を取り去るときは、最早や良心を失ひて、世間の批難も、攻撃も、何の痛痒も感せざる樣になるなり。其の結果として、累犯が多くなるなり。

三　斯くの如くにして、再三再四、獄裡に伸吟するときは、滿期出獄の曉にも、刑に處せらるゝことは、何とも思はぬ樣になり、一方には自ら世に棄てられたるが如く思ふの餘り、出來ることならば、身には美服を纏ひ、口には美食を味ひて、謂はゆる太く短かく暮らすを、得策と考ふる結果、再三、再四罪を累ぬるに至るなり。故に彼れ等は不幸にして、其の罪が發覺して、捕はるることありても、最早世間に對し、何の耻づるところも無くなりて、道德も、宗教も、これに對しては、何等の効なきに至るなり。

人間も斯くなりては末なり。元來婦人は、男に比すれば、同情多きものなれども、改悛の見込みまだ隨分惡い事も、することが出來るけれども、相手が無き故に、止むを得ず箇樣にして居るといふに過ぎず。是れに由つて之れを考ふれば、全く改悛したるものにてはこれなく、唯だ年と共に、潜伏的になりたるまでなり。

女性犯罪の救濟法に關しては、前記花井博士の說に聽くべきもの多し。左に其の要旨を抄記すべし。

是れに由り予は、婦人の犯罪に就いては、飽くまでも同情を寄せるものなり。何となれば其の性質上、寧ろ憐れむべきものあればなり。故に予は、女性犯罪の救濟法として、次ぎの樣にしたならば、刑法學上重要なる累犯を、防止することを得べしと信ず。

一　女性犯罪の初犯に限り、刑の執行を猶豫すること

二　女性の犯罪を審議する法廷は、なるべく公開せずして、秘密とすること

なくなりては、之れを相手にする者の無くなるは、男より烈しきが如し。これに就いて花井博士の示されたる例あり。

現に六十一歳にして、九回まで刑を受けたる老婆あり。此の老婆の、今日までの徑路は、畧ぼ前に述べたるが如きものなり。最後に出獄したる時に、懇ろに說諭を加へしに依り、今に罪を犯さずして、暮し居れども、其の言ふところを聞けば、まだ全く、改心したりといふことを得ざるなり。老婆曰はく、

最早六十を超えたる此の身、今日までは美服も身に纏ひ、美食にも飽きて、心に殘るところなし。今となりては妾を相手にする男も無き故、今日の境遇は、これまでの榮耀、榮華を仕盡くしたる身の罪と、諦めて惡事はせぬと。

同博士曰はく、此の言に依りて、老婆の心中を推量すれば、若し年が、今少し若かりしならば、人も自分を相手にして呉れる者もあるべければ、

是れ等は別て、其の理由を說明せずとも、予の意見は明かなるべしと信ず。

次ぎに刑の執行猶豫の、恩典に浴したる者は、娘ならば其の母に、妻ならば其の夫に、猶豫中の責任を帶びさせて、家庭監獄に拘禁する心得をもつて、一面には其の婦人をして、改過遷善せしむることを力め、一面には一度其の罪を改めたる上は、世間は決して、冷酷にあしらうものにあらざること、常人と同一なることの、信念を抱かしむること必要なり。

之れを要するに、女子の犯罪は、之れを男子の犯罪に比すれば、其の動機は色情又は、虛榮の如きものより起こりて、而かも其の結果は、大なる罪惡を犯すに至るものなるが故に、男子に比べて、刑の適用、執行上に斟酌を加ふる必要あるのみならず、其の婦人の心理を、よく心得て居て、累犯の防止を謀ること、刻下の急務なりと信ず。

某氏嘗つて或る婦人に、監獄に逢ひて、其の意見を聽きたることあり。其の時の話なりといふを聞くに、

妾も最初、一旦監獄に繫がれんとしたる折には、然るべき家に、生まれたる者なるが、ふとしたることにて、友達の物に手を出したるが、そも〳〵の動機にて、其の發覺したる時は、身を投げて、死なんとせしが、それを引き留められて、警察に送られ、ついで監獄に送られたる折には、穴の中に這入りたいと思ひしことも、幾度なりしか知らぬ。又、或る時は、首を縊つて死せんと考へしこともあり。

其の後放免となりて、家に歸り來たれども、友達には見離され、親兄弟には濟まず、一家の中にても、誰も自分を相手にして呉れぬ樣な氣がして、遂に家を飛び出せしが、さて正業は無し、貰澤はしたし、又も人の物を竊みて、再ひ監獄に送られたり。其の中に多くの友人は出來る、共同にて惡事をする樣になつて、今日の有樣、何うせ箇樣になりてからは、人が相手にして呉れぬ放、惡事を止めやうとは思つて居ても、外に道なきに依り、止むことを得ず、茲に至るなりといふ。

といふことなり。此の婦人の話は、前の老婆の例と共に、實に女性犯罪の徑路を、明かにせるものと謂ふべきなり。（完結）

少年受刑者病的一種の異食症の一例

小田原分監報告

本年七月靜岡區裁判所に於て竊盜初犯懲役一年の判決を受け入監したる某（十六歲三ヶ月）は入監後約一ヶ月を經過したる頃自殺したき旨を洩らせるを聽き其事由を取調べしに彼は八歲にして始めて喫煙し小學校在學中も教師の目を忍ひ度々床下にて喫煙しつゝありしが三回許發覺して叱責を受けしことあり爾來喫煙の惡習增長し今や一日に敷島二個を喫まざれば堪え難き習癖となりしも家族は生計困難の爲め本人に對し十分給與せざるに依り近隣の人々憐れみとて卷煙草一二本或は刻煙草數服を惠與するものあるも彼は到底之を以て滿足するを得ず終に本年四月十一日頃無斷家出を爲し地勢の關係上原籍地山梨縣より靜岡縣に浮浪しつゝ犯罪し以て其生活資料と喫煙の欲望を充たせしなり。

本人の精神狀況は第一既往歷にあつては小兒期現著の疾病に罹らず學童期馬に咬まれ頭部に創傷を受けたるのみ九歲にして初めて小學校に入り十一歲のとき尋常科第二學年を修め退學す其在學中學を嫌ひ欠席多く性粗暴喧嘩を好み他生徒を苛め或は毆り惡戲甚しく敎師の訓戒を耳にせず敎師の手に持て餘せりと云ふ春機發動期も亦著しき疾病に罹らず粗暴の性益々甚しく人と喧嘩し手に生創の絕え間なかりし程なりき第二遺傳歷を調ぶるに

特に記すべきものなし第三生育歷を見るに幼より家計困難の裡にありて實父母の手に養育せられ父は伯樂業を營み居るより自然馬を好み之を御する方術を知得し大に興味を有せり第四現在症にあつては身體矮少虛弱筋骨の發育不完整皮膚薄弱營養不良にして年齒に相當せず體重八貫七百五十匁を算するのみ變質徵候としては眼裂遠隔旋毛右偏顏形不正包皮弛緩小兒的陰莖等の畸形あり天癸未だ至らず從て春を解せず更に心理狀態を檢するに顏貌小兒的にして險惡の相を宿さず一見粗暴的變質者とは思はれざるもの、如し會話時故なきに痴笑を洩らす擧動は左まで活潑ならず容姿軟萎にして一定の保持力なし感情は鈍くして表情に乏しきも腕く且つ感動少しのことに亢進し來りて潛然として泣くことあり意思は素より弱くして定見なく觀念の浮び出るが儘に移動し慾情を制壓するの力乏しく自恣放縱の傾向を有す智力及知識は平等に發育せず算數は鈍く遲くして平易なるものも頗る難

色ありしが正答し得て誤りなかりき如斯者は之を變質性精神低格者と云ふ

本人は既に「ニコチン」中毒症に罹り居るものにして其語る處に依れば今日迄未だ一回の服藥せしことなかりしに此頃頻りに頭痛を感じ時々頭部が麻痺して生氣無くなり作業が厭やになつて自ら其爲す所言ふ所を覺知せず、斯うなると何だか御祭りに行く樣な感じがして死にたくなります三日位飯を食はないでも宜しいから何卒煙草を一本喫ましてと貰ひ度し煙草を喫めば仕事に勵みが出ますと云ふ。

依て監獄醫より煙草の害毒を說明せしめ併せて相當處置を爲さしめ亦敎誨師より死に對する快感變更の一手段として試みに往生要集の繪書を示して地獄の恐るべきを敷衍して個人敎誨の度數を重ねしめしに今や自殺を思ひ止まる旨を申居れるも特別房に收容して戒護上の注意を拂ひつゝあり。

所感

藤井黃陽

○曩日被保護人の仕事口を依賴せんが爲め監獄受負業者の某を訪ね、談偶々こんな問を試みた。云く監獄作業の受負業者が失敗に終りた話はよく耳にする事だが比較的成功談が乏しい樣に思はれる、大體大きな男を廉い工錢で使役して何故算盤が執れぬのであらう乎と。處が某は此道には中々のさる者で滔々と其理由を述べ出した。云く素品亂用の弊、其實例はかく〳〵である一般業者に於てはこれ丈の材料ではかく〳〵の出來高が決まりのものである、然るに監獄ではこれ丈の出來高にはかく〳〵の材料を提供せねばなりませぬと一々計數を擧げて御尤の說明。又今一つは器械器具亂用の弊、囚人は中々我儘のもので徒らに精巧なる器械器具のみを要求する癖がある、而して其取扱方の放埒と申したらテンデ御話しになりませぬ。猶語を續いで、だから囚人も出獄後各々其業を得ると云ふことは中々困難であります、嘗て誰れ某を或工場に當分は食扶持丈でよいからと紹介したら、間もなくアンナに材料を粗末にせられては反へりて損が立つと斷られた事がある、又よし先方で面倒を見る積りでも肝心の本人がアンナやくざな道具では迚も自分の腕が揮へませんと道具に難癖をつけて逃げ出した事も御座いますと。サンザ四十三珊を浴せ懸けられて折角の用談も所謂先を拔かれて遂に話し出す機會を逸して仕舞つた。吾人監獄作業に對する右樣の批難を耳にするや既に久し、乍去こゝに又今更の樣に新らしき刺激を與へられた。

○在監中の發信を檢閱して居つた時は、大體に於て克く其體をなし而して比較的誤字や當字が少ない、先づ之れならば處世上支障はなからうと思ふて居つたものが、一朝出獄してから寄せる書信を見ると殆ど別人の如く所謂「成りて居らぬ」而し

て奇拔な誤字と當字と來ては噴飯禁ずる能はざる次第である。何故しかく懸隔を生ずる乎。之れ即ち在監中には一文を草するに或は書翰文書を手引に之を練り、或は同房者の物知りに語句を尋ね、幾多の工夫と研究の結晶體が一通の書信であつた。然るに今や出獄後は匆卒の際に之を認めねばならぬ、又よし之を練るにしても何等の機關が備はりて居らぬからである。換言すれば在監中の夫れは附智惠でありて今の之れが彼れの眞價である。嗟呼赤裸々の彼れ其才智や活舞臺に立つべく餘りに貧弱の慨みがある。猶思ふに其思想と行動もまた〳〵如此に非ざる乎。彼や獄内に於ては謹愼すべき或型がありた、勉勵すべく準繩が定まりて居りた。故に型の如く從順に型の如く精勵であつた。然るに今や彼は其型を取除かれ、其定木に離れて獨立獨歩以て自己の運命を開拓すべき首途に立ちて居る。彼れの思想や競爭場裡に活躍すべく餘りに偏狹には非ざる乎、其行動や實社界に處すべく餘りに機械的には非ざる乎、思ふてこゝに至れば今更の樣に敎養感化の中心は活ける生命の賦與と自主自活の精神を涵養せしむるに在りと痛切に感ずる次第である。

○途上不圖出獄者に邂逅した、彼れは低頭平身切りに申譯が御座りません、面目次第も御座りませんと詫入りて居る。予は彼が衷心犯罪に對する追悔の念發露せるものと看取して慰安と策勵とを與へた、然るに如何にも其調子が乘らぬ慨がある。よく〳〵其意響を糺せば彼れは在監中の犯則事項に對して彼此と申開きをなして居つたのである。不知彼れは在監中のこの小さき蹟きに對してかく迄追悔の念切なるが如く、果して犯罪てう病源に對して反省と自覺を有するや否や。思ふに吾人風情の常として眼前の利害には其感覺が鋭敏であるが、之に反して大局の問題に對しては之を輕々に看過して居ることが頗る多い。然れば彼れは所謂指月の指に拘泥して未だ月を見るに至らざりし徒

には非ざる乎、吾人道に當るものは須らく姑息應急の治療のみに腐心せずに其本源に遡りて彼等をして眞心罪惡の自覺心を喚起せしむる樣勉めねばならぬ。

脚氣病初期ノ食養頓挫法

名古屋　蘭汀生

予は今斯る標題を掲ぐるは聊か衒奇の嫌ひあるに似たりと雖も之を敢てしたるは予に確乎たる信念の存するものあるを以てなり通俗的に左に之を說述せん。

從來脚氣病は歐羅巴人に依て東洋の名物なりと嘲けられし程のものにして本邦醫家亦孜々として其研鑽を怠らずと雖も如何せん其業績未だ一定の歸着する所なく依然として舊套を脫すること能はざるなり從て其治療の方針區々にして曰く某氏脚氣注射液何々曰く脚氣特効藥何々曰く營養素の補給藥何々曰く灸點療法等一々枚擧するに遑なく其甚しきに至ては商賈が賣品の具に供せんとする食養療法ありと雖も而も未だ以て該病者をして滿足を得せしむること能はざるなり。

予は元來該病癖あるものにして初發は實に二十年前の事に屬す爾來殆んど毎年初夏若くは初秋に發病し爲めに處世上に大蹉跌を來たせし程なりし故を以て恰も自家をして試驗動物の觀あらしめたりしも遂に何等得る所なかりし偶々明治三十八年初夏發病の徴ありしを以て筐底に藏せる『めもらんだ』により海軍兵食の事に稽へ直ちに簡易方法を案出し實試せしに神秘的奏効と稱するも遜色なき良好なる結果を得たり爾來毎年病徴ある毎に即時に實行するは勿論予が門を叩ける同病者に之れを奬推せしに毎時殆んど奇効を奏せざるはなく數へ來れば既に十星霜を經たり現今予は亦之れが侵襲を蒙り日々實行して効果を收めつゝあるなり。

〔脚氣の初期徴候〕　本法を述ぶるに先だちて茲

に脚氣初發患者の參考の爲め其初期徵候を概說すべし之れ顧挫法と極めて密接なる關係を有するものなればなり。

一、從來步行に妨げなかりし者俄々數町にして既に下肢に疲勞を感じ特に坂路に際し此感一層甚しきとき

一、下脚の皮層にシビレ（薄紙を掩いて撫でる感覺）を感したるとき

一、手指頭の皮膚にシビレを感じたるとき

一、顏面特に口唇にシビレ感じたるとき

一、臍下の皮膚にシビレを感じたるとき

一、步行の際膝に力なくガク〳〵する感のあるとき

一、心窩部（みづおちを押へらるゝ感あるとき

一、下脚に水腫を生じ重も苦しき感あるとき

一、些少の運動も容易に動悸を感ずるとき

右に述ぶる如き病徵の一個乃至數個が初夏初秋の候に表はれ而も平素特殊の疾病なき限りは殆んど脚氣の初期と見做して大過なかるべし然れども之を以て唯一の病兆と考へ醫師の診斷を等閑視するが如きは予が志に非らざるなり。

〔食養實行方法〕　本法の主眼は唯日常の主食たる米飯を絕對的一日一合以內に制限し之れが補給として或る代用食品を攝取し而も從來慣習せし獻立を可成的變更せざるに在り

之れに充つべき食品に適當なるものは洋食麥飯麵類ばん馬鈴薯甘藷豆類等にして各自の嗜好と經濟の關係より其何れを撰むも敢て妨げず唯同一の代用食品は飽き易きものなれば汎く自己の欲する所に從ひ適宜交換するを良しとす茲に予が實行せる方法を示し以て其參考に供せん。

一、米飯代用として主に馬鈴薯麵包麵類を用ゐ馬鈴薯は之れを醬油となし砂糖を塗り麵包は砂糖又は『ばた』を塗り時として副食汁類に浸し麵類は醬油汁の外酢味噌を用ふ此の如くしたるものを約二食分宛用意し其食膳時に自己の欲する所に從ひ順次適宜に喫用す其數量は平素の喫食量と同一感覺を起さしむる程度となし居れり。

二、副食品としては從來日常厨房に於て調理したるものを喫用し敢て特殊の方法を要求せずして之れを前の代用食品と共に喫用し居れり。

三、前記の食餌を終りたるときは初めて米飯一椀を限り喫するなり此一椀の飯量は三椀を以て一合以內に該當することに注意し居れり。

四、刺戟性調味品即ち芥子山葵生薑の如きもの又は酒精類を含む食品は絕對に禁じ居れり。

五、附帶攝生法として運動は可成的避くることに努め特に雨天の際は絕對に外出を愼み居れり。

六、代用食品は其病徵の消散するときは漸次米飯に變更し右し再發の兆を示すときは速かに再び代用食品を喫することゝなし居れり。

右の(一)(二)の理由は總て單調なる食餌の持長は堪へ難きものなるが故に日常の慣習を破らざると尙ほ保健食の均衡を失はざるとに努むる爲めにして(三)の理由は從來主食とせし米飯の大部分を節減し前記の代用食品を以て補給するが故に食後の不快なる感覺を來たさゞらしめんが爲めなり(四)の酒類は予が平素嗜まざるものなるを以て禁忌せりと雖も飮酒常習者にありては之れに斟酌を加ふるの要あるべし。

〔本法の効果〕　上記の方法により自體並に予が患者に依て得たる效果は左の如し

一、シビレの下脚に存するもの又は步行の際疲勞し易きものは約四五日間にして必ず消散す。

二、指頭顏面臍下部にシビレあるもの下脚の水腫あるもの又は動悸あるものは約一週間乃至十日間を以て著しく輕快す。

三、病症の既に進行したるものにも效果あれども遲々たるものゝ如し蓋し之れ等の患者にありては既に服藥を爲つゝあるものなるが故に比較的の斷定に過ぎず。

此の如く其時期の早きに從ひ奏効迅速なれども之れに反して其時期の遲きに從ひ效果少なきもの、如し。

〔本法の特色〕

一、注射或は內服の如き心身に不快なる感覺を起すことなし。

一、世の脚氣注射藥或は內服藥は價格何れも不廉なれども本法は頗る經濟的なり。

一、方法頗る簡便にして毫も複雜なる手數を要せざるなり

一、從來坊間に唱ふる舉飯小豆の食養法或は實品廣告の食養法の如きは何れも獻立單調なるを以て持長に堪へざるも本法は斯る憂ひなし。

一、本法を實行するの傍ら服藥を爲すも毫も妨げあることなし。

以上說述せし所は脚氣の病理に適合するものにして米毒論者に加療すべき實驗的事實なりとす而

して此方法は既に在來人口に膾炙せられたる方法の不可能的部分をして實行的方法に改訂したるものに過ぎざるを以て敢て茲に報告するの要なきが如きも從來我監獄界にありては本病が公務を妨ぐる程度如何を數量的に計上することを得ば蓋し豫想以上に達すべけん特に近時の斯界は一人の欠勤者あるも能く之れを補塡し得ること容易ならざるべし故に今や脚氣侵襲の期に際し斯界の同病癖ある諸氏の爲め非稿を草したる所以なり若し夫れ幾分の參考に資することを得ば幸ひ甚しと爾云。



通信

◎時事たより

▲避暑不要論　頃日東京市長奥田博士は新聞紙上に其意見を發表して、大に世の譯見慾風を論破せられた、この點は必ず我が僚友諸氏の歡迎せらるゝ所であるまいか、其は何も已が職掌柄斯かる贅澤の不可能なるより、負惜み的の理由でなくして、全く的確なる論據からの事である、何なか確實なる論據そこへは別でない、即ち避暑テフ美名の下に我儕なる生活を敢てして、却て一身一家の不幸を招くのみならず、一般の風俗を奢侈淫蕩遊情に導く最大誘因となり、延いては在監人員の上に惡影響を齎らす結果となるからである、兎に角新學說上より考ふるも、元々銷夏法上の眞諦は、心理生理の作用を待つべきものであつて、要は所謂雜念俗慮を掃ふて全心全力を其仕事に傾注し、而して四肢五體をして均等平一に働かしむるにありとの事である、こは伊太利の教育大家モンテツソリーなどの主張であつて、又た之が眞の休息法なりとも云ふことである、是に於て乎費用と時間を費やして遠く山間海邊を撰ふの必要もなく、座ながら安氣に銷夏し得る譯、如何なる熱天暑地の處所でも、況んや工場でも事務室でも、將又九尺二間の陋屋にても、更らに況んや廣濶なる官舍住ひに於てもであ

る。

▲監獄局長の精勵　炎熱の勢ひ中々に一時は殆んど當るべからざる程であつた本年の大暑も、何時の間にか過ぎ去つて今は早や七草の咲き亂れる秋冷の候となつた、我が僚友諸氏もこの天高く氣清き秋空を迎へては、更らに新鋭の氣を倍蓰して已が高大の使命に突進すべく用意の出來居ることは疑ふべくもない、此際に當り特に通信生が報道の光榮を荷ふの愉快禁ずる能はざるものは、我が監獄局長が精力絕倫の體實にてあられるは周知の事であるが、然るにても三伏蒸金の候に滴なす汗を拂ひつゝ、六十日の其間打通しに公務に鞅掌せられし根氣の盛かなることに至つては驚くに値ひせずと云ふことはない、これ一には豫算調査なる緊急問題のあつた爲めであらうけれども、何れにしても忠誠の餘澤と見ても敢て不可はなかろう、上局長閣下にして精勵斯くせば、下に其任にある僚屬たる者爭でか奮起せざることを得ようか、我々は茲に局長閣下の職務精勵の尋常ならざるを報すると共に、前途遼遠なる爲斯界閣下の益々自重自愛せられんことを祈りて止まざる者である。

▲來年度豫算　新聞紙の傳ふる所によれば來年度歲入に著しく減少して、其たしきは其減額正に壹千貳百萬圓など報するものすらある、何としても減收は事實に違ひないらしい、其處に持て來て海軍補充計畫ぞやら云ふものがあつて、豫算編成上に一層の困難を來たし居るかのようにも察せられる、この海軍の五ヶ年計畫とか云ふのは無論壹億圓以上の金が要るので、斯うして大正七年か八年には是非共完成せればならぬ必要があるとか云ふのであるが、斯樣の形勢であつて見れば歲入の大半悉く軍備費に吸收せられて仕舞はればならぬ、我等素人には合點が行かないが黑人側にては何の意味だか何か當て込みの事でもあるかの樣に主張されて居る、何は兎もあれ來年度豫算編成の決して樂でないこと丈は掩ふべからざる事實であつて、節約々々餘程の絞り出し法をやらねば追付かないことであろうが、其處でお鉢は矢張り監獄費節約にも廻るのであつて、この羽目こそ實に苦心を要する所であらう、無論折衝の局に該るは別人でない局長自ら之に任せられなければならない、惟ふに內に緩急を計りて政務に遲滯なからしめ、外に折衝宜しきを得て其主張を透ふし、以て其大任を全ふせらんとするの心勞は實に察するに餘りある所である、然かしながら我が監獄費が比較的大削減なくして、能く其平準を保ち得たる所以のものは全く之れ御心勞の結果なることを、茲に僚友諸君と共に喜ふべき理由あるを信するものである。

▲豐作と監獄費　閒關以來の豐作だとは新聞の報ずる所であるが、先づ申らすと雖とも遠からず收の處であろう、處が小官監獄では九月六日の入札に臺灣玄米一石九圓四拾七錢に落札したと云ふが、之は新聞の旬調を借りて云へば殆んど閒關以來の安價と云ふに近かしとの一ことである、何機近來の破天荒であるに違ひない、之では農民の苦境も察すべしであるから今に何等乎の救濟策

の出て來ることであらうが、兎もあれ監獄では此機會を逸せずして事情の許す限り買込み策を執るべきではあるまいか。

▲**東北監獄の特長**　人は云ふ東北の地方避暑旅行に適すると、何ぞ事情に迂なるの甚しきやである、一たび北海道に暑を過した者は誰れでも其暑氣の侮るべからずして、更らに東京邊と攻ふ所なきに驚かざるものはない、況して東北地方に於てをやである、頃日この炎署を侵かし流汗淋漓たる中に、秋田青森其他の監獄に精密なる巡閲を遂げて歸京せられし眞木事務官の勞は、職務上とは申しながら之た多とせざるを得ない、而かも面色黒く日に焼け頬肉豊かに加はりて氣力一倍を増されて歸京せられたるは、寔斯道何より以て賀すべしとせねばならない、今幸に其感想談を聞くことを得益する所鮮くはなかつた、茲に其談片の一二を紹介することにする。

概して論ずれば東北人の特長は敏慧に非ずして、全く性質の鈍重なる所にあろう、故に敏腕家を多く東北人に望むは望む方が間違つて居る、東北人は兀々遅々風せず撓まず、一定の計路を履み眞正直に進行する點に於て之を認識してやられねばならぬ、一體敏腕家にはヤリバナシの人が多い、從て事務の整頓など云ふ方には不向の人が尠くない、敏腕家は一寸間に合ふて便利であるが油斷は出來ない爲うして秩序整然たる點りは申々敏腕家には六ケしい、が然かし性質鈍重で質朴の人は能かに其處に取り所がある、即ちこの特長が其地方至處の監獄事務の上に飽迄發揮されて居つて、之れは即ち嬉しく感ぜられたる重もなる事の一であつたのこと、尚ほ右に就けても青森監獄が四年の前と全く面目を異にして著しく改善されて居ることを見て喜んだと云はれる、第一衛生狀態から掏禁法の事、用度作業領置等の事務に至るまで、寔に秩序整然として親切に能く行届いて居るのを見ても、即ち地方人特長の性質が然らしむるものと云ふことが出來る、又た今一には所在地其ものも大に與つて力あることかと思はれるとのことである、其理由は二里餘も市街を離れた邊僻の場所のことゝて、用達に行くにも散歩に行くにも容易のことでない爲めに、自然世間の爲めに氣を引かるゝことなく事心に役務の事に從ふ樣にならざるを得ない、實例を云へば休暇日と雖とも猶ほ出勤して樂んで己が事務の整理に日を暮らすが如きことを爲す、萬事が其樣の實況であるから全體の事務が秩序整然として見事に成績の擧げられる譯だと云はれた、何しろ忠實なる精神の結果であることは云ふまでもないが、是に至つて部人士たる者共と願みる所あつてよかろうかと思つた、(S、A生)

◎**前橋便り**　高田生

拜啓筆硯益御清榮奉賀候陳は暫く御無音に打過居候に付左に當前橋監獄の近況一二御報道申上候

一、鑿井事業

當監獄は諸建造物の修理より諸般事務の改良等常に典獄か實

實的の効果を擧くることに腐心經營せらるゝ結果漸次其緒に就き今や大に舊來の面目を改められつゝ有之候處更に又喫緊の問題たる飲料水檢査の結果監内何れの井水も到底飲料として適當のものなきことを證明せられたるより大に此事に盡慮し先般其筋に申請の上愈々掘抜井戸を掘鑿することなり目下夫々調査準備中に有之候此事業に就ては現典獄は前任地に於て好成績を擧けられたる經驗を有すると且つは一旦着手する以上は不撓不屈飽迄成功せされは止まずとの堅き決心を有せらるゝことなれは不成功に終るか如きことは萬々之なきことゝ一同期待致居候間くところに依れは當地方に於ても間々之か掘鑿を試みたるもの有之候へしも何れも不成功に了り今や殆んど不可能事として諦らめ居候狀況に有之候るに幸に當監の計畫せる鑿井事業にして成功致候はゝ單り監獄の爲めに慶賀すべきのみならず實に當地方に對し其可能事たることを示すところの經好の模範を垂れ地方開發の一端とも相成可申此二個の意味より是非共首尾能く成功候樣冀願罷在候次第に御座候

二、練習所士産

監獄の改良は歸するところ監獄官吏の人物の改良にありとは夙て承り及び候所に有之當監典獄も常に此點に付考慮せられ鋭意職員の養成簫牆に腐心せられつゝあるところに候左れは我々部下たるもの只管上官を體し切磋琢磨實務に學理に研讀怠るへからさるは勿論の義に候處先般藤井看守長か練習所の業を卒へ歸任せられたるより同氏が局長閣下を始め各講師の方々より聽示又は教習せられたる各般の事項を一般職員に講演すへく典獄の指命有之毎日午後一時より當番者を除く一般職員を教習所に召集し數日に渉り氏の講演を聽聞致候本講演たるや固より一同の服膺體行すへき要件たるは勿論直に以て實務に應用すへき事柄に有之聽講者一同非常の熱誠を以て傾聽致候のみならす氏の講演の終りに於て更に典獄より問題毎に當監實際の狀況、日常の執務振等に照して一々詳細なる訓示を與へられ候等寔に有益なる會同にして尚ほ今後時々開催せらるゝ豫定に有之候此擧や實に將來實務の上に及ぼすところの效果極めて多大なるへくと存候

三、少年會の近況

當監獄職員同盟會にては其一部事業として少年會なるものを設けありて時々有益なる會合を催し學校教育と相待て兒童の教育に力を注き已に昨年は學校の夏期休業を利用して尋常科一學年以上の男女生數十名を毎月午後二時より一時三十分間公會場たる俱樂部に集め復習、豫習又は目記の書方等を示し尚ほ典獄其他の修身談等ありて其成績大に見るへきもの有之候へしか本年も亦之を實行し一層良好の成績を收むへく諸般の準備を爲し本月一日を以て其發會式を擧行し引續き課習致し居候本會の開催に就ては會長たる典獄始め評議員一同熱心に斡旋盡力し運動器其他種々の設備を爲し且つ看守長、教誨師、監獄醫等毎日輪

番に出席して兒童の誘導に努めつゝ有之候爲め父兄の滿足は勿論兒童等何れも喜んで出席し定刻の至るを待詫び居る有樣にて現在出席兒童は男女合して四十名に達し申候尙右賛會式當日は會員父兄及び少年兒童の會する者百有餘名にして午後二時先つ「君が代」の合唱次て生三教海師の開會の辭次に渡邊典獄の父兄及少年に對する希望及訓話藤原教誨師の訓話あり夫れより少年の唱歌其他の餘興及茶菓の饗應等ありて來會者一同歡を盡し午後四時三十分頃散會致候

四、御三周年祭

當監にては七月三十日明治天皇御三周年祭に付型ばかりなからも御追悼の誠意を捧げ奉らんが爲め豫てより教誨堂を清淨し其他諸般の準備を整ひ午前八時より其式を擧行せられ候其次第は先つ典獄以下各職員參列在監者は大正元年の恩赦に浴し出獄後再犯入監せる者四十二名を除き其他を二部に分ちて一部つゝ之を參列せしめ數囘に參列職員一同恭く禮拜燒香し在監者には各舍毎に總代を選みて禮拜燒香を爲さしめ尙ほ大正元年の恩赦に浴し引續き在監中の者十二名に對しては特別に禮拜燒香せしめ是にて式を終り次て教誨師より　陛下御在世中の御盛德の一端に就き教誨を施され候在監者一同は終始水を打ちたるが如く肅れも肅然襟を正し大に感動の狀相顯はられ候殊に特別に禮拜燒香の榮を荷ひたる前記十二名は感激の狀最も著しきもの有之且此特別の取扱に對しては大に滿悅候樣相認め候又前記大正元年の恩典後の再入監者に對しては別に一席を設けて典獄より親しく御三周年祭に就き御追悼式を擧行せる所以及恩典に浴したる後再犯入監せる者を其式に列せしめさりし理由を告示し進んで先帝崩御の際今上陛下特別の御恩召に依り御恩典に浴せるに拘はらず再び犯罪入監せる不心得を詰責し最後に已往に省むるも詮なき等しく日本國民にして各眞心を有する以上は此國民として忘るへからざる今日此機に於て心機一轉眞心改悛の實を擧げ以て渥恩の萬分の一をも報するの覺悟を爲せと熱誠痛烈なる訓戒を加へられ候處彼等一同も流石に懺悔の狀顯はれ面を仰き得さりしは固より然るへき筈に有之右了はりて教誨を施し是にて終了致候當日は彼等在監者は還房後も何等違令犯行なく極めて靜肅に謹愼の狀を表し申候

先は右迄草々

◎東京より

拜啓各位益御健勝奉慶賀候陳者殘暑とは申しながら本年は別して嚴敷各地とも御同樣の義と推察仕候　而るに斯樂に稼掌仕候ては晝夜不眠不休を本領と致候に付豈寒暑に是れ關し候はんや世間は牛と喘き豚と睡り蔑爾たる國根たけにも三千餘の避暑客充塡の趣に候へとも監獄局邊にては賜暇を屆出るものも殆ど無之局長閣下初め早出晩退精勵勤務せられ候　由に承居候　就ては下之より蕊しきものありと申候に付定めて各位に一層の御多用に可有之候　兎に角日々新聞紙の三面記事は何れも各位の御厄介に預るへきもの其大半を占め尙年夏期の比較的無事なるとは餘程變調の有樣にて　亦本年暑氣の格別なるに琴義たる樣被存候

申にも殺人鬼と目せられ候大米龍雲の　強盜強姦殺人罪を集めて之を大成せる天鬼薄木益三の馬賊の張本として徒を從へて萬里に雄飛せる如何にして斬る大惡漢を累出候や併し此輩は之を極刑に處して一落着は可致候へとも而も濱島の吉の乾兒湯島林藏の掏摸を生命とし八十囘の家賃を拂ひ下婢三名を使役し出るには必自動車に由り新橋芳町赤坂等の美妓を擁せて箱根鎌倉江の島と豪遊を試み暗に當時の謝安石を以て自ら擬するの概ある如きは之を最長期を以て入監せしめさるを得さるへく又何の世にか賊子無からんの古語は今尙字書より抹殺し能はさる次第に候や嬰年各地に出沒せる不具男女少年の益々亟辣手段を增長するは實に人をして戰慄恐怖せしむへきもの有之候殊に前科二犯島貫義太郎の子にして本年九歳なる島貫さくの如き幼にして吞牛の志あり兵士を脅かし警官を驚かし所謂後世恐るへき怪兒女の勃起するに至りては各位將來の御焦慮も亦一層と想像の至に有之候

本來刑は刑無きに期すと申候へとも獨り行刑のみにては其目的を遂すること容易ならさるに由り自然感化院を前驅とし保護會を押後とし前後相呼應して犯罪者を矯正する樣刑事政策も發達し來り候へとも尙行刑自身即ち四人の所偶方法に於ては絕へす改良の工夫を凝さゝるへからす是れ偏へに各位に期待する所に有之候否すれば前緣の如き各種出鑒の捨て餘まし者を如何とも致し難かと存候

四人所偶の改良と申せば去る六月の　監獄協會雜誌時事便りの　內に散見致候來國ニューヨーク州シンシン監獄の　オスボルン典獄に有之候同典獄は有改良の爲め獄身的に親しく入監し實地囚情を研究せし趣にて遂に遇囚の秘訣は囚人を獄類扱ひにせず人類扱ひにするにあり人類扱ひにすれば彼等も人間らしく振舞ふへしと絕叫致候其れは左樣に相違なき樣存候先月中彼吉林監獄の掏摸囚が全監一致を以て獄吏に咆哮し未曾有の狼狽騷擾の振舞を逞ふせし如きは即ち獄吏の彼等を人類扱ひに爲すへき注意を忘りたるに基因せるものかと想像致候此は獨り吉林監獄のみならず實は我國にても三四十年前に於ては吉林程の大仕掛は之れ無かりしも三十八五十人の騷動は決して珍しからさりしことに有之候　爾來我監獄所遇方法は追々改正緩和せられ囚情も隨て平穩に歸し所謂反獄の如きは之を繰り返へすこと絕無に相成申候右は　邦家の爲め御同慶の至りに候へとも只彼等の逃走又は自殺を企つるもの今に其跡を絕たさるは遺憾に有之候既に本年の上半期に於て逃走者十七人自殺者十二人を出したる次第に候此中には未遂者も算入致候へとも決して之を少數として睹視することを得す尤も自殺者の中には厭世又は辨科を苦慮するに由るものも稀れには有之候も大部分は獄則に嚮然たらさるものあり積極的に逃走するを得されは消極的に自殺を圖るものに有之候併し論者の中には彼等の獄則に服從せさるは當然なり逃走自殺の多きは戒愼上に欠所あるが爲めなりと申すものも

可有之候へとも兎に角遇囚上に工夫を凝らし彼等をして安んずる所あらしめは逃走又は自殺は自然に減少するを得へきかと存候如何に遇囚上に工夫すれは逃走又は自殺を減少し得へきやオスボルン典獄は從來の遇囚方法を一變し囚人の自治を根本とし彼等をして相互安寧同盟會なるものを組織せしめ自由に交談を許し時には活動寫眞又は演劇を觀覽せしめ又工場食堂及運動場にては看守の見張を廢止し日曜及祭日には時間の制限なく彼等を運動場に出でしめ運動場にては喫烟を許せり而して反則者は彼等の相互間に於て處分せしめ不服なれは控訴せしむる等隨分新機軸を出だし突飛の方法を實施致居る義に有之候而して其結果として囚人の健康を增進し作業の成績は從前の二倍と相成り反則者又は發狂者は半減し自殺者の如きも從前は年々十二人乃至十五人も有之たるに同典獄の時代となりては同監獄より他へ移監の命令を受け之を嫌忌して自殺せしもの只一人有之たる趣に有之候尤も逃走者に就ては之を詳にせざるも亦從前より減少致居る樣相見へ申候要するに此辭結果を得れは全く同典獄の彼等を人類扱ひにせしに由ると噂傳致居候

然らは彼等を人類扱ひにすれは逃走も自殺も減少するを得へきや右は新る寬大の所遇をなすに於ては固より彼等は喜々悅々逃走又は自殺等に想ひ到らさるや疑ひなき樣に候へとも其所謂人類扱ひなるものは彼の如き程度まて向上せしむるも差支へなかるへきや喫烟製劇をも許すへきや反則は相互間にて處分せしむへきや工場食堂及運動場の見張は廢止すへきや思ふに自治制度の發達せる米國に於ては此等の方法を實施し得ることするも之を直ちに今日の我國に移すか如きは如何のものに可有之哉若し我國が累遇制度を完全に實行する機相成候暁には或は其最終期の者等に之を實施すれは格別なるへきも去りとて一般に此制の制度を採用するに於ては刑罰の威嚴全く地に委するかと區々の心憂慮に耐へす候併し我監獄に於ても日曜又は祭日に囚人を長く正坐せしめ置くか如きは讀書とも爲し得るものは格別否さるものは徒らに爲すなきに苦み自然同囚と交談するに至るを免れさるを以て若し能くするならは之を運動場に出だし柔軟體操にても練習せしむることゝするが如きは得策かと存候

勿論今日の我國に於ては囚人を抑壓する筈無之四人を遇待する筈無之を以て之を人類扱ひにし又は動物扱ひにする等の問題を起すへき餘地は無之候へとも自殺者を減し逃走者を少ふし彼等の健康を加へ彼等の作業を勵まし以て行刑の効果を著大ならしむるは何時にても緊要の次第に有之而してオスボルン典獄がシンシン監獄に於て遇囚上新機軸を創始せしことは米國に於て嘖々措かさる趣に有之候若し其長所を斟酌して我國に資することあらは幸甚に存候先は各位の御一考までに貴意を得度如此に候敬具

八月下旬　　永生逸雄

監獄官各位

保護

○寄附

愛媛保護會附屬保護場は從來松山監獄附屬建造物を貸與し來りたるも都合上先般還付せしめたる爲めに同會に於ては僅かに民屋を借り受け一時の要求に應したるも位置構造等保護の目的を達し能はざるに付早晩敷地を買收し收容場を新築すべき計畫なるも未だ同會の基本金を以て經營し能はざる狀態にして既に江湖に向ひ基金の募集を計り其充實を期せんとする折柄監獄吏員と同會とは密接の關係を有するのみならず苟くも職を奉するものゝ等閑視する能はざるを以て進んで之れが援護を與へ益々事業の發展を助長せしめんと欲するの赤心より松山監獄吏員一同毎月月俸二百分の一を醵出寄附の事に協議纏り其旨同會々長へも通知ありたりと云ふ。

○熊本自營協會現狀

熊本縣下間接保護の機關だる熊本自營協會は大正二年三月創立後引續き各宗寺院住職の活動と各郡長警察署長及村長其他有志の熱誠なる援助とに依り追々發展の運に立至れり先般下益城郡なる支部に於ては保護事業に關する講習會を開催し講師として檢事正典獄教誨師を聘し斯道に對する知識收得に勗めたり同支部の如きは既に豫定の基本資金の寄納濟に付專ら事業の經營に熱心劃策しつゝあり尙郡民一般にも保護思想の普及を圖らん爲め本月中に五日間郡內樞要の地を撰み教誨師を聘して講演會を催すことに決定し居れり兎に角縣下に於ける保護事業としては年月と共に盛運に向ひつゝあり。

○保護事業一覽

大正三年中の全國保護事業一覽表は今回輔成會の手に成れり今保護會員資產等の總計を擧れは左の

如し。

會員總計	一〇二・三二二人
資産總計	四九四・三五五圓
收入總計	二五七・四九四圓
支出總計	一四〇・三九四圓
直接被保護人總計	三・六〇〇人
間接被保護人總計	一九・七七一人
一時的被保護人總計	一五・二九一人
直接被保護人延人員總計	二五〇・二二七人
同　工錢總計	四三・九〇三圓
同　貯蓄額總計	一四・〇六六圓
同　未拂額總計	二・七四二圓

但未拂額とは被保護人が保護會へ食費其他の拂込を了せざるもの

○左記事項は福島選舉會員福地安なる人の訪問記にして客月發行の「慈航」第五十三號に登載せられたるものなり。

社會眼と保護事業

◉日高檢事正曰　本縣には保護事業として直接を目的とする者と間接を目的とする者と二つあり前者は各地の保護會である。後者は各地の佛教慈善會であろ之の二つを打つて一團とし事業を經營したならば實績を擧ぐる上に於て大に効果あると思ふ。先日此の問題を佛教慈善會の總會に提出したが討議の末一年留保となつた併し刻下の時世は何時か其機會が來るやと思ふ又た保護には一時的の者がある假令ば途中同伴とか停車場送るとか云ふ者であるが此の場合は出獄者を一旦選舉會に引取り父兄其他引受人を呼出し會の重なる人が列席して最後の教訓を加へ誓文を書かせ引渡すようにしたならば將來の責任を持たせる上に於て自重心を呼起す事が出來るから有効だろうと思ふ。

◉大島判事曰　癈疾の累犯は別とし初犯におりても事件の少しく込み入だる詐欺橫領恐喝又は文書僞造の如き犯罪者になると其手段も熟練を極めるから性格も狡猾の者が多い是等は選舉感化の上に手數を要する者と思ふから出獄後も從て保護改善には一層の手數を要する者と思ふ近來は犯罪事實も巧妙を極めるようになつて來たから出獄保護事業も出獄者の身分や境遇に依りては余程の注意を要せねばならんと思ふ私も福島選舉會の前身たる保護會時代より數々總會に出席して其成績も亦て居るが此の事業は中々至難の事である。

百七銀行支配人◉小林富吉氏曰　免囚者を保護する事は富豪家の任務でありまず即ち此の事業は直接には國家の安寧秩序を保ち間接には富豪家の生命財産を保護するのでありまず然るに世の富豪家其他の人々は余り適切に感じて居らぬようでありまず夫れは保護思想の發達して居らぬ結果であろうと思ます故に思想の發達を計り事業の擴張を期するには免囚保護の當局者とか若しくは之れに關聯する司法當局者が民間の重なる人々に接近して保護思想を鼓吹し行くより外はないと思ます幸ひ福島には三業會と申し月一回集會する實業家の團體がありまず銀行會社倉庫の三業で皆な重役でありまず業務上の連絡統一を計る會合でありますが時々官民を問はず重なる人々を招待して時勢に伴ふお話しをお聽て居りまず免囚保護事業は一部の人は其必要を認めて居りまずが未だ全般に廣く認めて居りませんから新る會合の機會に出席してお話しするも決して無益ではなかろうと思ます。

◉實業家金澤忠右衛門氏曰　保護事業は必要でありまずが一般から其必要を認めて居られません思想としては極めて幼稚でありまず過日來大島要三君等と共に市會議員や其他重なる人々を訪問して會員募集中でありまず特別會員名譽會員も可なり出來ました今四五名訪問せば大抵應りまず何にしても會の內容を知らない人が多くありまずから一々說明してやらねばなりません保護思想は未だ幼稚でありまず私共是から出來得る限り此事業に奮闘して大に成績を擧げて見たいと思ます何しろ忙しい身分で只今關東地方の飲料水供給の設備を視察して歸宅した斗りです何れ其內緩りお話し致しませう。

◉財部內務部長曰　免囚保護事業は精神的の者である區々の感情に制せられ又は名利に走るようでは仕事は出來ぬ予が前任地たる北海道にては各地に保護事業があつて中には寺院で免囚著を引取り世話をして居る處もある感心の事だ本縣でも佛教慈善會が福島選舉會へ合同して仕事をすれば結構だが此間題は大分八ヶ間數トウ〳〵一年留保となつたそうである夫から出獄者の改善保護と云ふ事は余程面倒な者で橫着な奴は矢張監獄の飯が喰たくて故らに竊盜や詐欺をして監獄に這入る監獄志願の奴が多いから監獄でもコンナ奴には困るだろうと思ふ今日の囚人は肉體上の拘束は受けるが其他食物等に於ては社會一般より見れば中以下の人の食物と擇ぶ事がない夫れだから橫着な奴は泥棒をして監獄入りを度々するのである免囚保護事業も從て困難の域に入るのである。

◉片岡警察部長曰　本縣へ着任の日も淺いから保護事業の內容も未だ委しく知らない併し刑餘の罪人は衣食住の三點に滿足さへすれば犯罪しないのであるから保護は此點に重きを置かねばならぬ前任地樺太では保護會はない夫れは出獄者も多數居るが彼地は漁業と伐木が季節に依りて閒斷なくあるから就業には差支ない漁業時には一日一圓內外の稼高が取れる冬季伐木期は一日僅か四五十錢であるが生計に困る者は殆と無い位である島嶼さへ丈夫なら出獄者でも何んでも使て矣れるから彼地では保護會の必要もない然るに內地は北海道や樺太とは趣きを異に

するから出獄者も隨分困る事もあるだろうと思ふ免囚保護事業も全く必要な感する譯であるからドウカ此事業は盛にしたいと思ふ

◎柴田辯護士曰　刑事政策より見れば免囚保護の必要なる事は言ふ迄もない從て免囚者には適當なる業務を授けて間斷なく働かせればならぬ小人閑居して不善を爲すと言ふ事もあるが予は何れの保護會に向ても作業上相當の設備を望む次第である又た犯て今日の犯罪事實の形勢を見れば初犯の受刑者少なくして累犯の多きは初犯の減少したる次第にあらずして寧ろ事實は增加して居るのである入監者の少なきは初犯者に便宜處分則ち不起訴や刑の執行猶豫の判決が多い次第である犯罪あれば必ず之を罰し入監せしめるが策の得た者ではない予の希望としては重罪犯は則ち輕罪は可成刑の執行猶豫に依り二年とか三年とか束縛して社會に放ち置く方がよかろうと思ふ而して之れと同時に累犯者に對しても特別の判決を望みたいのである今日の累犯者は犯罪行爲に依り刑期に長短あるは勿論の事ではあるが由來累犯者は容易に改悛せざるものである殆ど時業犯とか常習犯とかである斯る者に對しては刑法の定むる範圍内に於て不定刑期を科するのである假令へば竊盜の初犯は刑期十年であるが累犯になると二十年である二十年までは科罰の範圍内であるから汝は竊盜の累犯者であるから刑法第何條に依て處斷すと言渡すのである其他は典獄の自由裁量に任せ改悛の狀あるものは法定期間の三分一を經過し假出獄を申請するとか又は特赦減刑の裁を仰ぐとか釋放の方法を講ずるのである又た之れに反して改悛の狀なきものは法定の二十年まで刑罰の執行を爲すも可なりである其他刑事政策として研究を要したならば種々あるだろうと思ふ要は刑餘の人をして邊善せしめ社會の一員に加へ共に國家の隆盛を計るにあるのである。



彙報

○大正四年一月より同年六月に至る期間に於て假出獄後五年以内に更に有罪の確定判決を受け假出獄期間經過後入監したる者別表の通りなりといふ

（別表）

假出獄期間經過後再入監者調（自大正四年一月至同年六月）其一

放火	通貨文書偽造	賭博	殺人傷害	竊盜	强盜	詐欺取財	橫領	其他	計
一	一	七	七	一	七三九	一一四	二	五	二八七

假出獄期間經過後再入監者調（自大正四年一月至同年六月）其二

出獄時より犯行に至る迄の期間						
一月以内	二月以内	三月以内	六月以内	一年以内	二年以内	三年以上	計
一	三	二	九	一三	一四	一五	三〇	八七

假出獄期間滿了より犯行に至る迄の期間							
假出獄期間經過後一月以内	同上 二月以内	同上 三月以内	同上 六月以内	同上 一年以内	同上 二年以内	同上 三年以内	同上 三年以上	計
五	八	六	五	六	一〇	二四	一九	四	八七

○勝友叢書第二編迷の迹發刊　在監人看讀書籍として適當のものの乏きを以て當協會に於ては客年中東京所在の監獄教誨師と計り勝友叢書第一編共同生活を刊行せしに修身處世の教訓を通俗的に記述せしものにて在監人にも解し易き爲め感化上に於て大に裨益する所ありし由て今又其第二編迷の迹を發刊せしが本編は歐洲諸國にて刊行せる在監人の告白又は懺悔錄に倣ひ現在監人四十餘名の實歷に基き犯罪の徑路を序して併せて修身處世の教訓を指示したるものなり然るに本編は最初在監人に其罪跡を自記せしめ又は其口述を其儘筆記して編纂せんとせしが在監人の告白又は自筆の儘にては文意の理解し難き點あり又は看讀上にも不適當の點ありしを以て止むを得ず教誨師に於て潤色又は取捨せし所あり爲めに告白又は懺悔の事項却て從となり教訓の文字却て主となりたる觀なきにあらざれども本來在監人の實歷に基因して記述したるもなれば教育又は教誨の好材料ともなり又在監人の看讀上趣味を添

へ自然反省悔悟せしむる所少らずと認む

○受刑者の縊死　福岡監獄小倉分監在監受刑者竊盜懲役十月愛媛部周桑郡丹原町今井猿は八月九日午前一時五分同分監第四監第四房に於て居房の觀察口を踏臺として攀登り長衣に纏着しある帶を取外し之を天井格子に吊し縊首し居りたるを巡警看守に於て發見し當直副長に報し人工呼吸等種々手當を加へたるも遂に蘇生せざりし原因は前非を悟悟し將來を悲觀せるものなりと

○刑事被告人の縊死　靜岡監獄濱松分監在監放火及竊盜事件被告人靜岡縣濱名郡新津村根木太一は八月十六日午前四時三十分頃居房の裏面下窓の上部棧格に登り同上窓に插込ある鐵棒に三尺帶を結び縊死を遂けたり原因は小心の結果犯罪を旋悟し前途を悲觀せるなり

○受刑者の逃走豫備　山口監獄在監受刑者住居侵入竊盜其他懲役十年累犯八度山口縣玖珂郡岩國町福本澤太郎は七月二十三日檢身室に於ける衣類搜檢の際褌に亞鉛板にて製したる監房合鍵を包み居るを發見せるを以て尙ほ進んで彼れが監房を探索せしに長さ二寸五分幅五分位の小刀を厠の天井裏より發見せる爲め本囚を嚴重に取調へたるに同月十日頃本囚か出業せる四工場（指物木挽竹細工下駄等）に於て戒護者の隙を窺ひ破獄用に供せん爲め竊に鋸の柄を抜き柄の先き二寸五分を切り取り砥石にて研付け工場内に隱し置き鋸の柄は嵌込み外見上原形に復し置き其後兩三日を經て前同樣の時期に於て工業材料の亞鉛板にて監房合鍵を模造し執れも入浴に赴く途中之れを紙片に包み前後二回に高九尺の板塀外より檢身室西側の溝中に投入し置き還房時同所に於て放らに手拭を落し投入品と共に之を拾ひ巧に監房内に持込み厠來厠の屋根裏に包藏せり然るに合鍵は果して用を爲すや否やを試驗せん爲め當日起床後掃除の際房外に持ち出せしも衆目に妨げられ終に試むる機なかりしを以て一時檢身室に藏匿し置きたる旨自白せりと右は手段の稍々巧妙なるものと認め同監典獄より其筋へ報告ありしものなり

○受刑者の逃走未遂　山口監獄在監受刑者竊盜傷害毀棄累犯六度山口縣吉敷郡小郡町蓮光政盛は八月八日午後十二時頃より翌午前五時迄の間に於て逃走の目的を以て當日工場より四寸釘製刃物及び機用の刃止製刃物を紙に包み巧に右股に貼付し檢身所を通過監房内に持込みたる利器を以て同房厠の格子一本を（三寸二分角）を暑中分毀壞したる際巡回の看守に現場を認められ遂に目的を遂け得さりしと

○刑事被告人の逃走　金澤監獄七尾出張所在監有價證券偽造行使詐欺被告人熊本縣球磨郡人吉町新田實は七月三十一日午後一時より屋外運動に代ゆる爲め監房鎖鑰を開かしめんとし同所主管の看守部長は當時拘置監動務の看守に命じ出房せしめ一房より六房まで開き終り續て他房の鎖鑰を開かしめんとし監前に到りたる處前記第六房（空房）房扉開き居りしに付き同房前に看守は在監人と共に戻りしに同房後方窓の開き居りしを以て雨露の浸入を慮

れ之れを閉鎖せんとし房内に這入りし際同被告人は突如該房扉を鎖し施錠し置き此の機に乘し踪跡を晦ませし逃走したるも八月二日午前五時三十分頃七尾停車場前矢田新村に於て七尾警察署の手に逮捕せられたりと

叙任

盛岡監獄勤務ヲ命ス　敎誨師（新潟）神谷龍海
新潟監獄勤務ヲ命ス　敎誨師（甲府）齋藤隆法
甲府監獄勤務ヲ命ス　敎誨師（盛岡）三光道生
各　典獄（千葉）伊藤俊光
通　典獄（網走）大谷友次郎
叙從六位　典獄（和歌山）山隈眞直
叙從七位
叙正八位　典事（奈良）辻敬助
叙從八位　看守長（和歌山）淺岡德三郎
各　看守長（同）井口兵之助
通　看守長（同）杉原機楠
叙從八位　看守長（國館）岡熊一
給六級俸依願免本官　專任看守長岡館監獄勤務ヲ命ス
本監勤務ヲ命ス　看守長兼司法技手（岡山）小宅啓三郎
廣島監獄三次分監長ヲ命ス　三次分監長（廣島）秋山豐雄
任看守長給月俸二十二圓福岡監獄勤務ヲ命ス　看守長（同）寺島靜次郎
看守長（佐賀）武藤勝次
看守（奈良）森本岩松
任看守長給十一級俸奈良監獄勤務ヲ命ス　看守長（大分）江上秀吉
叙正八位



會報

監獄協會々報

○贈與金

去月中本會々即第十一條條一項第四號及び第五號に依り女監取締岸川ッギ遺族同義雄外二十三名に對し六圓以下三圓迄の金員を贈呈せり

○補成會々報

○保護會增設移轉其他

府縣別	名稱	所在地	移轉地
埼玉	第三十二支部	秩父郡吉田村	秩父郡三田川村
		清泉寺內	光源院內
德島	阿波眞宗無盡協會	德島市慈船寺內	德島市圓德寺內
大阪	舊拂教向看會		
	改向看會		
埼玉	第三十四支部	北足立郡大宮町	
		安樂寺內	
同	第三十五支部	南埼玉郡鷲宮	
		村善德寺內	

○保護事業講習會

本會に於ては來十月十八日より同二十四日迄一週間全國保護事業講習會開催に付き同事業關係者にして出席希望者招集の爲め本會長より九月三日附を以て各典獄に向け出席希望者の有無及び其人員等調査回報方に關し夫々依賴狀を發せり



司法省監獄公文

○司法省訓令第二號

監獄

明治四十三年十二月司法省訓令第六號監獄禮式中第十一條第二項ヲ左ノ如ク改正ス

居室、事務室、應接所、教誨場、教場竝裁判所公廷等ハ室內トシ廊下、階段、炊事場、監房、工場、汽車電車內、甲板竝端舟等ハ室外トス但教誨場、教場、裁判所公廷等ニ於テ職務ヲ行フ場合ニハ室外ノ敬禮ヲ行フ

大正四年八月十三日

司法大臣　尾崎行雄

左記會計事務解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ

○特設電話加入權ノ賣却

特設電話加入權ヲ他ニ移轉スル場合ニ於テハ單ニ當事者ノ連署請求アレハ他ニ規則上差支ナキ限リ受理セラルルモノニシテ當事者間ニ於ケル移轉ノ原因ハ賣買等種々アルヘキモ電話官署トシテ何等之ニ關係ナキモノトス而シテ右賣却ハ其見積價格ノ如何ニ拘ラス隨意契約ニ依ルコトヲ得ルモノニシテ其代金ハ歲入經常部雜收入ノ款雜入ノ項雜收ノ目ヘ收入スルヲ相當トス

○債務者所在不明ト據置貸（變更）

租稅外諸收入金ニシテ納入所在不明ノ爲未收入ニ屬スルモノハ整理上ノ便宜トシテ從來之ヲ貸付金ニ納入シタル事例アリト雖（本誌第二十八卷第八號參照）明治四十四年法律第五十六號ノ趣旨ニ依リ爾後所在不明ノモノハ勿論納入ノ意思ニ基カサルモノハ貸付金ニ編入セサルヲ相當トス尙地方廳ヲシテ貸付金ノ管理ヲ爲サシムルニ方リテハ本人ノ證書ハ關係書類トシテ貸付金管理上最モ主要ナルモノナルヲ以テ必ス送付スルヲ要スルモノトス

○工師及工手ノ性質

工師及工手ハ從來工事雇又ハ臨時雇等區區ノ名義

ヲ以テ使用セシモノヲ明治三十六年十月司法省營甲第一五四〇號通牒ニ依リ工師及工手ノ名稱ニ改メタルマテニシテ其性質ハ雇員ナリ

○据置貸ト時效ノ起算點

明治四十四年法律第五十八號ニ依リ資力回復ノ時ヲ辨濟ノ期限トシタル据置貸ニ對スル會計法第十九條ノ時效ハ資力回復マテハ進行セス反之資力回復ト謂フ事實ノ發生シタル場合ニハ其事實ノ發生シタル時ノ屬スル年度經過後即翌年度タル四月一日ヨリ時效ヲ起算スヘキモノトス但右据置貸ニシテ貸付ノ日ヨリ二十年ヲ經過シタル場合ニ於テ債務者無資力ニテ資力回復ノ見込ナシト認ムルトキハ時效ノ問題トハ關係ナク明治四十四年法律第五十八號第二條ノ適用ニ依リ其債務ヲ免除スルコトヲ得ルモノトス

○物品購入ト歲出所屬年度

甲年度經費ヲ以テ購入スヘキ物品ハ甲年度內ニ納付スルヲ要シ乙年度ニ涉リ納付シタルトキハ甲年度經費ヲ以テ仕拂フコトヲ得ス反之甲年度經費ヲ以テ購入スヘキ物品ニシテ甲年度內ニ納付シタルトキハ甲年度ニ於テ債權ノ確定シタルモノナルヲ以テ甲年度經費ヲ以テ仕拂命令ヲ發行スルコトヲ得右仕拂命令ノ發行ハ會計規則第四十四條ニ依リ五月三十一日限リトス

○物品臨時檢查調書ノ提出

物品定期檢查調書ハ物品出納檢查報告書ニ添ヘ司法大臣ニ進達スルヲ要スルハ監獄會計事務章程第九十八條第三號ニ依リ明カナルモ反之物品臨時檢查調書ナルモノハ司法大臣ニ進達スヘキ旨ヲ規定セサルヲ以テ典獄ハ右物品臨時檢查調書ナルモノヲ本省ニ提出スルニ及ハサルモノトス

○不納缺損ノ解釋

不納缺損ハ歲入調定額處理ノ一方法ニシテ債權ヲ拋棄セシモノニアラス故ニ他日納入ノ資力ヲ有シタルトキハ徵收スヘキハ勿論ニ付キ時效等ニヨリ消滅セシ場合ハ格別然ラサル以上ハ債權ヲ保存ス

ヘキモノトス

○抄紙工用電流ト支出科目

抄紙工用トシ電動機ヲ設ケ計量器モ電動機附屬トシテ監獄ニ於テ購入セシモ之ニ要スル電流ヲ他ヨリ供給セシメントスル場合ニハ右電流ノ費用ハ在監人費就役費ノ目、工業材料ノ節ヨリ支出シ然ルヘキモノトス

○汽機備付費用ト支出科目

汽機備付費用ノ支出科目ニ付キ左ノ兩說アリ

第一、就設費說　炊場汽罐ノ蒸汽餘力ヲ利用シ其構內ニ於テ精穀器及挽割器ヲ運轉シ精麥又ハ挽割麥ヲ生產セントスル場合ハ其精穀器及挽割器ニ要スル費用ハ在監人費就役支辨ニ屬スルヲ以テ人力運轉ニ換フ汽機モ亦精穀器及挽割器同樣作業器械ト看做シ就役費ヲ以テ支辨スルコトヲ得

第二、營繕費說　右ノ場合ニ於ケル汽機ハ其性質上汽罐ト相關係スルモノナルヲ以テ炊場汽機据付模樣替トシ營繕費ヲ以テ支辨スルモノトス

案スルニ汽罐据付ハ營繕費支辨ニ屬スルモノニシテ此ノ汽罐ニ連屬スル汽機ノ備付モ亦同一科目ニ屬スルヲ以テ第二說ニ依リ然ルヘキモノトス

○月俸ノ日割計算ノ方法

月俸ノ者任免等ノ爲メ端日數ヲ生シ日割ヲ以テ計算支給スル場合ニハ一日當リノ金額ヲ算出シ之ニ勤日數ヲ乘シテ支給金額ヲ計算スヘキモノニアラスシテ月俸額ニ勤日數ヲ乘シ而シテ該月ノ全日數ヲ以テ之ヲ除スルノ計算方法ニ依リ支給金額ヲ計算スヘキモノトス

○宿料ノ過渡ニ對スル整理方

奏任及判任待遇監獄職員給與令第九條ニ基キ看守及女監取締ニ支給スヘキ宿料ヲ過渡シタル場合ノ整理方法トシテハ或ハ其過渡部分ヲ歲入ニ納付シ或ハ定額ニ戾入スル方法アリト雖モ後月支給スヘキ宿料ニ於テ差引計算スルヲ便宜トス

○看守及女監取締ノ轉任ト宿料支給方

看守又ハ女監取締カ本監ヨリ分監ニ又ハ分監ヨリ本監ニ轉任ヲ命セラレタル場合ニ於テハ發令ノ翌日ヨリ起算シテ轉任地ニ到達ノ日マテニ一日以上ノ間斷アルトキハ其間斷セラレタル日數ノ分ニ對シテハ宿料ヲ支給スルコトヲ得ス蓋監獄醫以下給與支給規則第九條第二號ニ依レハ他ニ轉任ノ場合ニ於テハ發令ノ日マテ日割ヲ以テ宿料ヲ支給スルノ旨ヲ規定セルヲ以テ其反面ニ於テハ發令ノ翌日ヨリハ宿料ヲ支給セサルノ趣旨ナリト謂フヘク。又同條第一號ニ依レハ他ヨリ轉任ノ場合ニ於テハ任地ニ到達ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ宿料ヲ支給スルノ旨ヲ規定セルヲ以テ其反面ニ於テハ轉任地ニ到達ノ日マテハ宿料ヲ支給セサルノ趣旨ナリト謂フヘシ此ヲ以テ發令ノ當日着任シタルトキハ格別問題ヲ生セサルモ苟モ發令ノ翌日ヨリ起算シテ轉任地ニ到達ノ日マテニ一日以上ノ間斷アルトキハ其間斷ノ日數ニ對シテハ宿料ヲ支給セサルモノタルヤ明カナリ

○國稅徵收法ニ依ル差押ト仕拂命令官ノ取扱方　政府カ例ヘハ或商人ニ對シテ物品買上代金ヲ仕拂フヘキ債務ヲ負擔セル場合ニ其商人ハ他面ニ於テ稅務署ニ國稅ヲ滯納シ居リシカ爲メ稅務署ハ國稅徵收法ニ依リテ債權差押ノ通知ヲ仕拂命令官ニ對シテ發シタリ斯カル通知ヲ受ケタル場合ニ於ケル仕拂命令官ノ取扱方ニ關シテハ別段ノ規定ナク明治二十七年大藏省令第二號（政府カ第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額取扱手續）ハ裁判所カ發シタル民事訴訟法ノ差押命令ノ場合ニ適用セラルヘキモノナルモ稅務署カ國稅徵收法ニ依リテ爲ス差押ノ場合ニモ亦之ヲ準用スルヲ妨ケサルモノトス

○居住地ニ於テ新任ノ辭令ヲ受領セシ者ノ旅費　居住地ニ於テ新任ノ辭令ヲ受領シタル者ニハ居住地ヨリ新任地ニ至ル鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料ト居住地ヨリ新任地ニ至ル鐵道賃、船賃、車馬賃ノ額ニ相當スル赴任手當トヲ支給スヘキモノトス（內國旅費規則第六條參照）

勝友叢書　**共同生活**

上下二冊　菊版二百五十五頁
貳編　實費郵送料共　金參拾錢

本書は在監人看讀用として本會が特に編者と圖り發行せるものなれども一般世人殊に社會事業に從事せらるゝ人の讀物として有益なり

大場法學博士校閱　根本顯太郎著

指紋法解說

菊版百五十八頁
插圖百九十五個
實費郵稅共　金三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所　監獄協會

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正四年九月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京府豐多摩郡大久保町大字西大久保三百七拾番地　松隈房吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院